

2025

JA やさと の 現 況

JA やさと REPORT



やさと農業協同組合
YASATO Agricultural Co-operative

わたしたち JA の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JA への積極的な参加と連帯によって、協同組合の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JA を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA やさとは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 JA に対するご理解を一層深めていただくために、当 JA の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめディスクロージャー誌「2025JA やさとの現況」を作成いたしました。

皆さまが当 JA の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 5 月
やさ と 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 神生 賢一

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JA のプロフィール

◇設立	昭和 40 年	◇組合員数	4,896 人
◇本所所在地	石岡市柿岡 3236 番地 6	◇役員数	22 人
◇出資金	6 億 2 千 1 百万円	◇職員数	118 人
◇単体自己資本比率	14.56%	◇支所・施設数	13

目次

JAとは・・・・・・・・・・・・・・・・	6	会計監査人の監査・・・・・・・・	70
経営理念・・・・・・・・・・・・・・・・	7	損益の状況・・・・・・・・	71
経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・	7	経営諸指標・・・・・・・・	73
経営管理体制・・・・・・・・	9	貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	74
事業の概要・・・・・・・・	10	各事業の実績：信用事業（貯金業務）	74
農業振興活動・・・・・・・・	11	各事業の実績：信用事業（貸出金業務）	75
地域貢献情報・・・・・・・・	11	各事業の実績：信用事業（受託業務・為替業務等）	79
リスク管理の状況	12	各事業の実績：信用事業（有価証券に関する指標）	79
金融商品の勧誘方針	18	各事業の実績：信用事業（有価証券の時価情報等）	80
自己資本の状況	18	各事業の実績：共済事業	81
系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）	19	各事業の実績：購買事業	83
事業のご案内	20	各事業の実績：販売事業	84
信用事業	20	各事業の実績：保管事業	84
共済事業	24	各事業の実績：加工事業	85
購買事業	25	各事業の実績：利用事業	85
販売事業	25	各事業の実績：その他事業	86
加工事業	25	各事業の実績：指導事業	86
生産施設利用事業	25		
各種事業	26		
指導事業	27		
概況・組織	28		
沿革	28		
機構図	29		
役員構成	30		
職員数	30		
組合員数	31		
組合員組織の情報	31		
地区一覧	32		
店舗等のご案内	32		
特定信用事業代理業者の状況	32		
会計監査人の名称	32		
経営資料編***** 33		自己資本の充実の状況編＊ 88	
決算の状況	34	自己資本の構成に関する事項	89
貸借対照表	34	自己資本の充実度に関する事項	91
損益計算書	36	信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳	91
キャッシュフロー計算書	39	信用リスクに関する事項	93
注記表	41	標準的手法に関する事項	93
剰余金処分計算書	66	信用リスクに関するエクスポージャー（地域、業種、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	94
部門別損益計算書	68	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	95
財務諸表等の正確性に係る確認	70	業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	95
		信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高	96
		信用リスク削減に関する事項	97
		信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	97
		信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	99
		派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	99
		証券化エクスポージャーに関する事項	99
		組合がオリジネーターである場合における信用リスクアセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	99
		出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	100
		出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	100

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	101
出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	101
貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	103
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	101
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	101
金利リスクに関する事項	102
金利リスクの算定手法の概要	102
金利リスクに関する事項	103

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	148
---------------------------------	-----

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	148
---	-----

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	148
---	-----

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	147
------------------------------------	-----

金利リスク算定手法の概要	147
--------------	-----

金利リスクに関する事項	147
-------------	-----

金利リスクに関する事項	147
-------------	-----

連結情報編 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 104

グループの概況	105
連結自己資本の充実の状況	136
自己資本の構成に関する事項	137
自己資本の充実度に関する事項	138
信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳	138
信用リスクに関する事項	140
リスク管理の方法及び手続きの概要	140
標準的手法に関する事項	140
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	141
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	142
業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額	142
信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト1250%を適用する残高	143
信用リスク削減手法に関する事項	144
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	144
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	144
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	145
証券化エクスポージャーに関する事項	145
オペレーショナル・リスクに関する事項	145
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	146
出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	146
出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価	146

基礎資料編

J A と は

協同組合原則

第1原則 自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

第2原則 組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権（一人一票）を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

第3原則 組合財政への参加

組合員は、自分たちの協同組合に公正に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・できれば、準備金を積立てることにより、自分たちの組合を一層発展させるため。
- ・なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- ・組合の利用高に比例して、組合員に還元するため。
- ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

第4原則 自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

第5原則 教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分たちの組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同組合の特質と利点について広報活動します。

第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

第7原則 地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

経営理念

地持続可能な地域社会と農業を目指して「協同」を基本に次の事業を展開します

1. 豊かな自然を守り地域社会の発展に貢献
2. 豊かな暮らしの基本である食と心の満足度を高める事業
3. 組合員を始め、地域の人々とともにある信頼される JA 活動

経営方針

I. 農業

〈重点目標〉食料供給の安定化に寄与する、多様な担い手による多様な農業

〈重要戦略〉

1. 担い手の確保・育成

県 JA 大会議案の最重要取り組みと位置づけ、減少を続ける正組合員を維持するための新規組合員の確保や、現組合員の満足度・利用率の向上に取り組みます。

2. 環境に配慮した農業の展開

「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、化学肥料・農薬の低減に引き続き取り組むとともに、特別栽培や有機栽培についての価値向上や、理解醸成を通じて多様な担い手の確保に取り組みます。

3. 高付加価値化（ブランド化）への取り組み

環境に配慮した農産物の高付加価値化や、茨城県産農産物が安心・安全であることを積極的に広報するとともに、流通や販売ルートを強化し、担い手の維持・確保に取り組みます。

4. 食料安全保障強化への対応

米・麦・大豆を安定的に生産する環境を整備し、地域住民や消費者に対して、持続可能な農業の実現に対する理解醸成を食農教育の展開と併せて実施します。

II. 地域・暮らし

〈重点目標〉地域に根ざした JA 事業・活動を通じて、地域住民や消費者とのつながり強化

〈重要戦略〉

1. 消費者とのつながりづくり（JA ファンづくり）

これまで JA グループと関わりのなかった地域住民や消費者に向けて、JA の事業・サービスを広く伝え、JA ファンとなってもらうことで、減少を続ける正組合員数の確保・維持に取り組みます。

2. 食農教育の展開

最重要取り組みと位置づけた「担い手の確保・育成」に関する中長期的な取り組みとして、子どもたちに食と農業に関する知識や魅力を伝え、農業の未来を担う人材を確保するため、学校教育と連携した食農教育に引き続き取り組みます。また、環境に配慮した農業や高付加価値化をさらに推し進めるために、地域住民や消費者に対する理解醸成に取り組みます。

III. 組織・経営

〈重点目標〉組合員のニーズに基づいた組織・事業運営を展開するため、組織・経営基盤の強化

〈重要戦略〉

1. 人材確保・育成

職員が働きたいと思える魅力ある組織であるための組織風土や職場環境の構築に取り組みます。特に、現 JA 正組合員の満足度や利用率の向上に向けて、職員の人事制度の適正運用を検討・実行します。

2. 組織基盤の強化

年間約 2,000 人減少している正組合員をこれ以上減少させないため、組合員数の維持・拡大による持続可能な組織基盤の確立に取り組みます。

3. DXの推進

農業分野の優先課題を解決するために DX ができることについて考え、JA グループ茨城が保有しているデータの利活用や業務効率化に向けた仕事の洗い出しに取り組みます。

4. 経営基盤の強化

収益構造ならびに社会情勢の変化に対応した、JA 経営基盤の確立・強化に取り組みます。

IV. 情報発信

〈重点目標〉ターゲットを明確にしたうえで、積極的かつ効果的な情報発信

〈重要戦略〉

1. 組合員を含めた地域住民に対する広報

上記の優先課題に関する取り組みを、組合員や地域住民に発信し、環境に配慮した農業や高付加価値化（ブランド化）、食料安全保障に関する理解醸成に取り組みます。

2. 役職員に対する広報

「優先課題 1. 組合員を含めた地域住民に対する広報」を効果的に実施するために、役職員の食と農に関する意識向上や、情報を共有できる仕組みの構築に取り組み、JA グループ一丸となった広報を行います。

◇信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」な JA バンクを目指します。この目標の達成に向け、信頼される JA を徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図ると共に、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇共済事業部門

J A 共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度 NO.1 をめざします。

☆情報発信への取組み～ JA グループらしい積極的・効果的な情報発信～
〈重要戦略〉

1. JA グループ茨城広報戦略（仮称）に基づく対外広報の展開

「JA グループ茨城広報戦略（仮称）」に基づき、組合員内外に向けた JA グループ茨城の魅力や取組みを効果的かつ効率的に情報を発信し、本県農畜産物や JA グループ茨城の認知度向上とイメージアップを目指します。

またこれを実践するための人材育成と体制の構築を目指します。

2. 有益な情報のグループ内での共有と利活用の促進

グループ内の有益情報を共有・横展開し、効率的な情報発信および共通課題の解決を目指します。

3. 農業政策等のグループ共通課題の情報収集と機敏な対応

国会・県会・市町村議会議員や市町村長との関係強化を図り、ロビー活動（情報収集・政策要請等）を通じた課題解決を目指します。

経営管理体制

経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概要

経営環境と令和6年度の業況・事業実績・損益状況の概要

農業の現場においては肥料の価格引き下げはありましたが、それ以外の農薬や飼料、資材、燃料、物流費の価格上昇により生産現場は厳しい状況が続いている一方で販売物の価格転嫁が進まない環境になっています。コロナ対応では5月から5類への移行により人の活動が回復し、国民・インバウンド需要による消費活動の回復が見られます。

昨年、有機米研究会が発足しました。6名の生産者により生産を開始し、学校給食や生協、外食向けの販売を始めました。果樹は梨が価格、収量共に前年を上回る実績となりました。野菜では、高温の影響により果菜類や秋の作付けで被害を受けましたが、加工向けの値決めや、市場価格は堅調さを維持し前年を上回りました。野菜カットセンターでは、JR向けの販売やミールキットの販売が伸長しました。ゆりの郷では入館者の増加により前年を上回る結果になりました。この結果、事業利益 65,956 千円、経常利益 118,133 千円、当期剰余金 87,725 千円、自己資本比率 14.56% となりました。

決算概況を踏まえ対処すべき組合の課題

● 不断の自己改革に関する取り組み

当 JA の基本方針として、「農業者の所得増大」、「地域とくらしを豊かにする協同組合運動の実践」、「JA 自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡充強化」を掲げ、この実現に向け不断の自己改革を実践します。

● 地元農家後継者の発展・新規就農者募集企画への参加による担い手掘り起こしと育成

● JA の経営管理（ガバナンス）態勢の整備を図るため、JA 役員の高いコンプライアンス体制の指揮と監督機能を発揮し整備改善を図る。

● JA 3カ年計画、「農業者の所得増大」「地域と暮らしを豊かにする協同組合の実践」「自己改革を実現するための組織・事業基盤の拡大強化」運動の事業進捗管理と到達点の再確認

● 金融・共済事業の利益減少と、コロナ収束後のゆりの郷の事業回復と他事業の収益の見直し

● 直売所や野菜カットセンター等の増築構想など、次期事業の柱となる事業への投資

● JA の働き方改革の実施による職員不足、現場職員への過度な業務集中、休日労働の改善と働きやすい職場づくりの実現

令和5年度決算の概要と主要業務の概況

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業利益	13,753	6,425	65,956	▲ 534,305
経常利益	69,374	50,725	118,133	▲ 476,805
当期剰余金	74,780	40,110	87,725	▲ 487,629
総資産	54,299,446	53,060,178	54,258,764	53,702,295

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貯金	49,971,503	49,744,684	51,006,013	50,829,405
貸出金	4,845,863	5,005,390	4,931,196	5,025,148
長期共済保有高	105,079,561	99,974,379	94,661,113	90,954,194
購買品供給高	2,379,211	2,740,180	2,697,821	2,615,997
販売品取扱高	3,719,341	3,660,577	3,712,823	3,746,163

農業振興活動

- 安全・安心な農産物を提供するため、生産履歴の記帳を実施しています。新たに安全に生産するポイントを整理し、それを実践・記録する取り組み「GAP（農業生産工程管理）」にも取り組んでいます。
- 新規就農者支援のために、JA やさとでは毎年1組ずつ新規就農者を受け入れ、研修を行う制度を実施しております。この制度によりあらたに農家が誕生し、JA やさと管内で生産に励んでいます。また、朝日里山ファームでも研修生の受け入れを行っており年間2組4名の受け入れを可能としています。
- JA やさとでは農地を持っていない方にも気軽に農業に親しんでもらうため、市民農場を貸し出しております。

地域貢献情報

当組合は、組合員・利用者・地域の皆さまにご満足いただけるようきめ細かなサービスを提供するとともに、地域社会とのふれあいを大切に豊かな社会づくりを展開しております。

また、地域社会の一員としての責任を自覚し、各種の行事や催し物への参画や活動を通して、「人間と自然と産業の豊かな調和」「高齢化社会に対応した高齢者の健康の増進」「こころ豊かな生活の実現」「より美しい地域社会づくり」をめざした多彩な運動を展開し、地域社会への発展にお役に立ちたいと考えております。

◎毎年2回の献血バスによる献血

◎環境保全への協同運動の展開

◎『環境にやさしい農業』を目標とし、農廃ポリ・ビニール、期限切れ農薬の回収の他、他団体と協力しJA やさとが取り組んでいる「環境保全型社会」の積極的なアピールを展開しています。

◎稲作部会生産の「やさとお米」を社会福祉協議会と連携してコロナ禍出制限される中、石岡市内のひとり親世帯に無料で配布し地産地消の重要性を理解していただきました。

◎女性部で花の寄せ植え体験を通して世代間交流を深め地域の緑化運動と豊かな暮らしの活動に取り組みました。

◎柿岡直売所、園部直売所において管内未就学児を対象にイラスト作品展を開催し普段かかわりの少ない若い世代から高齢者世代まで来場いただき、組合員、准組合員を始め地域住民のJAファン作りに繋がりました。

リスク管理の状況

◇リスク管理の体制

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等について事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA 事業継続計画 (BCP)」を策定しています。

◇マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理、反社会的勢力への対応 〔マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

やさと農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(運営等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- JA やさとは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA やさとが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JA の担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を生かした質の高いサービスと、当組合の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営体制〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長と委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門に各業務の主管部署・各支所にコンプライアンス担当を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し。実効のある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専用窓口を設置しています。

◇法令遵守体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融 ADR 体制への対応

①苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 JA の苦情等受付窓口（本所金融課）

電 話：0299-43-1101

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話：03-3581-0031

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3595-8588

受付時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話：03-3581-2249

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 3 時（正午～午後 1 時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

①の窓口または JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所
（電話：03-6837-1359 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日及び金融機関の休業日を除く））
にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①現場調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、協同して解決に当たります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現場調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www/jcia.or.jp/advisory/index/html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA の本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告した後被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

金融商品の勧誘方針

当組合では、貯金・定期積金、共済その他金融商品販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

- ・ 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ・ 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ・ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ・ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ・ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ・ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 7 年 1 月末における自己資本比率は、14.56% となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

項目	内容
発行主体	やさと農業協同組合
資金調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	621 百万円（前年度 626 百万円）

（令和 7 年 1 月 31 日現在）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 JA の貯金は、JA バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。

◇「JA バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JA バンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JA バンクシステム」といいます。

「JA バンクシステム」は、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JA バンクの健全性を確保し、JA 等の経営破綻を未然に防止するための JA バンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の JA 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の JA バンクが拠出した「JA バンク支援基金」等を活用し、個々の JA の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JA バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の JA バンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、JA 系統金融として大きな力を発揮しています。

また、万が一 JA の経営基盤が弱くなった場合でも、JA 系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆様のご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇貯金業務

組合員の皆様はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また公共料金、都道府県税、市町村税、各種税金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

・当組合の主な取扱商品

令和7年1月31日現在

種類	特色	期間	預入単位等
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能をもたせた大変便利な通帳です。	期間と出し入れの自由な口座です。	ご融資利率 セットされた定期貯金の利率プラス 0.5%
普通貯金	お財布代わりにいつでも引き出し自由。 年金の受け取り、各種公共料金の自動引き落としに便利です。	期間と出し入れの自由な口座です。	1 円以上、1 円単位
定期積金	目標額を定める目標式と、毎月一定額を掛込む定額式を選択できます。	6 ヶ月以上 5 年以内。	原則として 5,000 円以上 1,000 円単位。
積立定期	個々の積立を定期貯金として受入します。	個人のみスーパー期日。 (3 年)	1 円以上 1 千万円未満
定期貯金	あらかじめ期間を定める期限付き貯金です。	1 ヶ月以上 5 年以内。	1 円以上 1 円単位 大口は 1 千万円以上

(注) 金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認の上ご利用ください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様な暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫の融資申込のお取り次ぎも行っております。

当組合の主な取扱商品

令和7年1月31日現在

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
JA 住宅ローン	住宅の新築・増改築、宅地の購入	18歳以上65歳以下の方で最終返済時満79歳以下の方	50万以上 1億円以内 (協同住宅ローンは2億)	3年以上 50年以内	元利均等又は元金均等返済	基金協会又は協同住宅(株)ローンの保証	必要に応じ要
JA マイカーローン	自動車の購入に付帯する費用	18歳以上74歳以下の方で最終返済時満79歳以下の方	10万円以上 1,000万円以内	6ヵ月以上 15年以内	元利均等返済	基金協会の保証	不要
JA 教育ローン	教育に関する資金	18歳以上の方で最終返済時満70歳以下の方	10万円以上 1,000万円以内	最長15年 (6ヵ月以上15年以内)	元利均等返済	基金協会の保証	不要
カードローン	ご自由です	20歳以上満69歳以下の方	50万円以内	1年 (1年ごと自動的に更新)	約定返済又は任意返済	基金協会の保証	不要
アグリマイティ資金	農業関係	18歳以上の方で最終返済時満74歳以下の方	事業費の100%の範囲内	20年以内	元利均等又は元金均等返済	基金協会の保証	金額により要
新認定農業者育成特別資金	認定農業者向けの資金	18歳以上満74歳以下の方	500万円以内	5年以内	元利均等又は元金均等返済	基金協会の保証	必要に応じ要

(注) 上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。

また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意の上ご利用ください。

(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧

■「JAバンクキャッシュコーナー」ご利用時間帯・ご利用手数料（1回当たり）

お取引内容		平日	土曜	日曜	祝日
お引き出し	当 JA・県内 JA の キャッシュカード	8:45～19:00 (0 円)	9:00～17:00 (0 円)		
	県外 JA の キャッシュカード	8:45～19:00 (0 円)	9:00～17:00 (0 円)		
お預け入れ	当 JA・県内 JA の キャッシュカード	8:45～19:00 (0 円)	9:00～17:00 (0 円)		
	県外 JA の キャッシュカード	8:45～19:00 (0 円)	9:00～17:00 (0 円)		

注) 上記各手数料には消費税が含まれています。

■為替手数料一覧

		同一店内	当 JA 本支所 系統金融機関あて	他金融機関あて	
送金手数料			440 円	普通扱い（送金小切手） 660 円	
振込手数料	(窓口)			(文書扱い)	(電信扱い)
	3 万円未満	110 円	220 円	440 円	550 円
	3 万円以上	330 円	440 円	660 円	770 円
	(機械利用)	0 円	220 円		440 円
	(自動化機器利用)				
	3 万円未満	0 円	110 円		330 円
	3 万円以上	0 円	220 円		550 円
代金取立手数料		同地交換 220 円	隔地間 440 円	(普通扱い) 660 円	(至急扱い) 880 円
その他手数料		送金・振込の組戻料 660 円 取立手形店頭呈示料 1,100 円(660 円を超える取立経費を要する場合は実費) 取立手形組戻料 1,100 円 不渡手形返却料 1,100 円 地方税の収納機関への振込 550 円			

注 1) 代金取立手数料の同地交換取立手数料は担保、割引、商業手形に限り適用します。

注 2) 機械利用とは、MT（磁気テープ）・FD（フロッピーディスク）による振込や定額送金・定額振替・登録総合振込による振込です。

注 3) 上記の各手数料には消費税が含まれています。

注 4) 地域農業や教育・福祉の発展に寄与する法人・団体の場合、当 JA の規程による上記金額の免除又は軽減措置があります。

お振り込みの場合には、ATM をご利用いただくと手数料がお安くなっております。

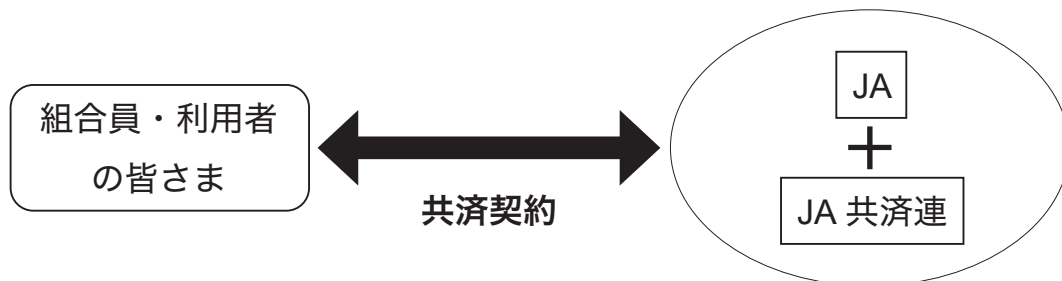
共済事業

◇JA 共済の仕組み

JA 共済は、JA が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。

事業実施当初から生命保険と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

平成 17 年 4 月 1 日から、JA と JA 共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



J A JA 共済の窓口です。

JA 共済連 JA 共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

【主な共済の種類】

■養老生命共済

この共済は、被共済者が期間内に亡くなるあるいは後遺障害などの状態になられたときに共済金をお支払いすることで、生活保障をはかります。なにごともなく満期を迎えられた場合には満期共済金をお支払いいたしますので、資金の蓄積もできます。

■医療共済

入院や通院といった場合の保障に対応できます。

■建物更生共済

この共済は、建物や家財などについてご契約いただくことで、対象が火災や、地震・風水害等の自然災害、盗難などで損害を受けた場合にその保障をいたします。また、保障期間が満期を迎えた場合には、満期共済金をお支払いいたします。

■年金共済

この共済は、所定の年金支払開始日以後に年金をお支払することによって、老後の生活の安定をはかることを目的とするものです。

■自動車共済

この共済は、主に自動車事故に関する「相手方への賠償」、「ご自身の保障」、「お車の保障」から構成されています。保障項目につきましては、一定条件のもと、必要なものをお選びいただけます。

購買事業

購買事業は、農業生産に必要な生産資材や、お客様の生活に必要な生活物資を計画的に共同購入し、組合員・利用者・地域の皆さまに幅広く優良商品を提供する事業です。

今後ともお客様に便利な商品の提供を心がけてまいりますのでお気軽にご利用ください。

販売事業

販売事業は、農家が生産した農畜産物を取りまとめ、首都圏をはじめとして共同販売を行い、消費者の皆さまへ安心安全で高品質・新鮮な農畜産物をお届けする事業です。地元での地産地消にも力を入れており、柿岡直売所・園部直売所・ゆりの郷物産館の各直売所では、いつでも地元の新鮮な農産物を購入することができます。これからも、消費者の皆さまへ安心安全で優良な農産物の提供を心がけてまいります。



加工事業

■納豆工場

当JAで加工販売される納豆は、地元産大豆を使用し、リピーターの多い商品です。美味しさの秘密は、タンパク質が多く脂肪が少

ない国産大豆原料と製造技術にあります。平成26年の全国納豆鑑評会において「やさとの恵み」が特別賞を受賞しました。



■野菜カットセンター

生産者の規模拡大、農家所得の増大を促すことを目的に平成29年6月からスタートした野菜カットセンターでは、玉ねぎ、長ネギのカットを中心に日量1tのカット野菜を出荷しています。

生産施設利用事業

■鶏卵センター

鶏卵センターでは、組合員の方からお預かりした卵を洗浄、ひび割れの確認等の作業を経て、皆さまへ供給しております。



その他事業

■ JA やさとセレモニーホール

■ JA やさと会館

地域の皆様のニーズに応え、家族葬から一般層まで、宗教・宗派を問わず専門スタッフが真心を込めてきめ細やかなお手伝いをいたします。



■ JA やさと柿岡直売所

柿岡地区にある直売所です。新鮮な野菜や卵に加え、直売所内にて調理した惣菜も取り扱っていますので、是非ご利用下さい。

住 所	石岡市柿岡 3638-1
電 話	TEL 0299-44-8310 FAX 0299-43-0831
定休日	1月1日～3日
営業時間	AM9:00～PM6:00



■ JA やさと園部直売所 里の四季

園部地区にある JA やさと直売所です。毎日、新鮮な野菜や卵が店内を飾り、多くのお客様で賑わっています。

住 所	石岡市宮ヶ崎 472-2
電 話	TEL0299-46-6479 FAX0299-56-2230
定休日	1月1日～3日
営業時間	AM8:30～PM6:00



■ そば処「里のめぐみ」(園部直売所2階)

園部直売所2階にあるそば処「里のめぐみ」では、里山の風景を楽しみながら、地元産のそば粉を使った生蕎麦がいただけます。

住 所	石岡市宮ヶ崎 472-2
電 話	TEL・FAX 0299-46-6479
定休日	水曜日
営業時間	AM11:00～PM3:00



■やさと温泉「ゆりの郷」

筑波山麓の豊かな大自然が望める露天風呂が自慢のやさと温泉ゆりの郷。自然との一体感に溢れる「万葉の湯」と、岩造りが楽しめる「真秀（まほら）の湯」が男女日替。効能は神経痛・関節痛・慢性消化器病など。



■いちご家のむのむ

1月初旬から5月上旬にかけて営業している「いちご家のむのむ」は、JAとイチゴ農家が協力して運営する観光いちご園です。しゃがむことなくイチゴが収穫でき、多くの方に喜ばれています。同園では、6品種が栽培されており、様々な品種の食べくらべが楽しめます。お問い合わせはやさと温泉「ゆりの郷」（0299-42-4126）まで。



■加工事業

営農流通センター隣にある精米センターでは、低温倉庫で貯蔵している米を精米し、管内の給食センターや病院等のほか、生協にも出荷し好評を得ています。

また、こちらで精米したお米は、やさと温泉「ゆりの郷」食事処“紫峰”でお召しあがりいただけるほか、直営の直売所でも販売しています。



指導事業

循環型農業を目指すJAやさとは、豊かな自然を生かして、安全・安心な農畜産物を多品目にわたって生協、市場に提供しています。これからも地域総合産直を推し進め、JAやさとブランドを確立して行きます。



概況・組織

沿革

昭和 63 年	1988	小桜農協が合併
平成元年 (昭和 64 年)	1989	納豆工場完成、やさと納豆販売開始
平成 2 年	1990	林給油所、旅行センター完成
4 年	1992	八郷の梨銘柄産地指定 CP センター完成、流通センター完成
5 年	1993	全国梨大会開催
7 年	1995	産直 20 年周年 園部直売所オープン
12 年	2000	やさと温泉「ゆりの郷」オープン
17 年	2005	柿岡直売所オープン
18 年	2006	行政の合併により名称を「やさと農業協同組合」へ 温泉入場者 100 万人 セレモニーホール完成
20 年	2008	温泉入場者 150 万人
22 年	2010	園部直売所リニューアルオープン
23 年	2011	JA による畑総事業開始
24 年	2012	本格カボチャ焼酎「星空のシンデレラ」発売 農業生産法人「やさと菜苑株式会社」設立 セルフスタンド JASS-PORT やさと完成
25 年	2013	JA やさと梨部会茨城県銘産地指定更新 JA やさと会館 完成
26 年	2014	温泉入場者 250 万人
27 年	2015	「星空のシンデレラプレミアム」発売 純米大吟醸「やさとクリスタル」発売
28 年	2016	野菜カットセンター 稼働
29 年	2017	温泉入館者 300 万人
30 年	2018	総代会において支所統廃合が決定
平成 31 年 令和元年	2019	柿岡、園部の 2 支所に統合される 温泉入館者 350 万人
2 年	2020	種子センターに低温貯蔵庫を建築
5 年	2023	有機栽培部会が第 52 回日本農業賞集団組織の部大賞を受賞

役員構成

令和7年1月31日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	神 生 賢 一	理事 (非常勤)	加 藤 光 枝
専務理事	廣 澤 和 善	理事 (非常勤)	岩 瀬 直 孝
常務理事	吉 岡 進	理事 (非常勤)	小 松 崎 章
理事 (非常勤)	小 松 與 平	理事 (非常勤)	久 家 英 明
理事 (非常勤)	中 嶋 照 子	理事 (非常勤)	福 田 祐 子
理事 (非常勤)	櫻 井 茂 幸	理事 (非常勤)	森 田 豊 和
理事 (非常勤)	小 松 崎 薫	代表監事	小 林 靖 夫
理事 (非常勤)	長 谷 川 清 二	常勤監事	冨 田 哲 司
理事 (非常勤)	谷 田 部 貞 雄	特定監事	仲 野 谷 幸 子
理事 (非常勤)	川 井 幸 一	監事	外ノ岡 政 典
理事 (非常勤)	足 立 義 則	員外監事	大 枝 茂 樹

職員数

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末
管 理	11	-	1	10
営 農 指 導 員	8	1	-	9
生 活 指 導 員	1	-	-	1
信 用	18	-	-	18
(うち貸付)	9	-	-	9
(うち貯金)	9	-	-	9
共 済	18	-	-	18
購 買	31	3	-	34
販 売	6	2	-	8
倉 庫	1	-	-	1
加 工	8	-	-	8
利 用	7	-	1	3
そ の 他 事 業	10	-	2	8
合 計	116	6	4	118
(うち常勤嘱託)	14	1	-	15
平 均 年 齢	40.54			41.35
平 均 勤 続 年 数	15.30			15.59

組合員数

資格区分		令和 5 年度	令和 6 年度
正組合員数			
個 人	男 性	3,174	3,120
	女 性	528	522
計		3,702	3,642
法 人		10	12
小 計		3,712	3,654
准組合員数			
個 人	男 性	815	830
	女 性	341	361
計		1,156	1,191
団 体		54	51
小 計		1,210	1,242
組合員総数			
個 人	男 性	3,989	3,950
	女 性	869	883
計		4,858	4,833
法人または団体		64	63
合 計		4,922	4,896

組合員組織の情報

組 織 名	構 成 員 数	担 当 部 署
養 豚 部 会	3	営 農 指 導 課
鶏 卵 部 会	11	産 直 課
な し 部 会	42	営 農 指 導 課
野 菜 部 会	133	営 農 指 導 課
採 種 部 会	59	営 農 指 導 課
イ チ ゴ 部 会	7	営 農 指 導 課
施 設 園 芸 部 会	10	営 農 指 導 課
加 工 ト マ ト 部 会	3	営 農 指 導 課
柿 部 会	20	営 農 指 導 課
梅 部 会	10	営 農 指 導 課
ぶ ど う 部 会	33	営 農 指 導 課
キ ウ イ 部 会	13	営 農 指 導 課
有 機 栽 培 部 会	31	営 農 指 導 課
稲 作 部 会	36	農 政 企 画 課

地区一覧

石岡市 柿岡地区 芦穂地区 瓦会地区 林地区
 小幡地区 恋瀬地区 園部地区 小桜地区

店舗等のご案内

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	取 扱 業 務	ATM 設 置 台 数
本 所	柿岡 3236-6	0299-43-1101	金融，共済，経済	ATM 1 台
柿 岡 支 所	柿岡 3236-6	0299-43-0014	//	ATM 1 台
園 部 支 所	山崎 1718-1	0299-46-0095	//	ATM 1 台
旧 柿 岡 支 所	柿岡 3638-1		ATM のみ稼働	ATM 1 台
旧 恋 瀬 支 所	小見 825-1		//	ATM 1 台
セイコーマート小幡店	小幡 4094-1		//	ATM 1 台

特定信用事業代理業者の状況

該当ありません(令和7年1月31日現在)

会計監査人の名称

みのり監査法人（令和7年1月現在） 所在地 東京都港区芝

経営資料編

資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、各項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって合計額が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和5年度			令和6年度		
	(令和6年1月31日現在)			(令和7年1月31日現在)		
1. 信用事業資産			49,346,201			48,728,707
(1) 現金		309,974			304,043	
(2) 預金		38,748,781			40,382,194	
系統預金	38,697,713			40,337,212		
系統外預金	51,068			44,981		
(3) 有価証券		5,139,340			2,814,220	
国債	2,848,210			2,814,220		
受益証券	2,291,130			-		
(4) 貸出金			4,931,196			5,025,148
(5) その他の信用事業資産			222,124			212,637
未収収益	216,928			209,057		
その他の資産	5,195			3,580		
(6) 貸倒引当金		▲ 5,215			▲ 9,536	
2. 共済事業資産			252			281
(1) その他の共済事業資産		252			281	
3. 経済事業資産			925,276			1,010,604
(1) 経済事業未収金		480,073			550,979	
(2) 経済受託債権						
(3) 棚卸資産		467,760				526,422
購買品	208,173			194,435		
販売品(米)	210,409			240,392		
その他棚卸資産	49,177			91,594		
(4) その他の経済事業資産		8,516			6,467	
(5) 貸倒引当金		▲ 31,073			▲ 73,264	
4. 雑資産			117,891			118,633
5. 固定資産			891,070			858,620
(1) 有形固定資産		890,604			856,968	
建物	1,922,155			1,943,327		
機械装置	582,877			582,689		
土地	315,466			309,271		
建設仮勘定	6,608			6,608		
その他の有形固定資産	768,128			781,185		
減価償却累計額	▲ 2,704,632			▲ 2,766,114		
(2) 無形固定資産		466			1,652	
ソフトウェア	466			1,652		
6. 外部出資			2,893,327			2,901,734
(1) 外部出資		2,903,504			2,903,524	
系統出資	2,805,874			2,805,874		
系統外出資	50,930			50,950		
子会社等出資	46,700			50,950		
(2) 外部出資等損失引当金		▲ 10,176			▲ 1,789	
7. 繰延税金資産			84,744			83,713
資産の部合計			54,258,764			53,702,295

(単位：千円)

負債の部	令和5年度			令和6年度		
	(令和6年1月31日現在)			(令和7年1月31日現在)		
1. 信用事業負債			51,214,257			50,888,567
(1) 貯 金		51,006,013			50,829,405	
(2) 借入金		200,942			471	
(3) その他の信用事業負債		7,302			58,691	
未払費用	1,577			5,473		
その他の負債	5,725			53,217		
2. 共済事業負債			161,754			143,237
(1) 共済資金		81,499			66,510	
(2) 未経過共済付加収入		80,164			76,599	
(3) その他の共済事業負債		91			127	
3. 経済事業負債			317,073			327,228
(2) 経済事業未払金		312,617			322,389	
(3) 経済受託債務		4,456			4,838	
4. 雑 負 債			94,371			
(1) 未払法人税等		1,597			623	
(2) 資産除去債務		13,660			13,660	
(3) その他の負債		79,114			86,891	
5. 諸 引 当 金			279,722			289,162
賞与引当金		21,409			22,529	
退職給付引当金		246,879			255,199	
役員退職慰労引当金		11,433			11,433	
6. 再評価にかかる繰延税金負債			53,359			51,643
負債の部合計			52,120,540			51,801,013

純資産の部	令和5年度			令和6年度		
	(令和6年1月31日現在)			(令和7年1月31日現在)		
1. 組合員資本			3,323,444			2,817,283
(1) 出資金		626,219			621,969	
(2) 資本準備金		90			90	
(3) 利益剰余金		2,699,970			2,198,451	
利益準備金	1,109,538			1,127,538		
その他利益剰余金	1,590,432			1,070,913		
税効果調整積立金	84,744			83,713		
農業関連施設等整備積立金	200,000			200,000		
加工施設整備積立金	105,500			125,500		
信用事業基盤強化積立金	420,000					
教育基金積立	38,385			38,385		
固定資産減損会計等積立金	27,765			39,056		
修繕等積立金	6,000			6,000		
本支所建設積立金	240,000			250,000		
特別積立金	195,500			195,500		
当期末処分剰余金	272,537			132,757		
(うち当期剰余金(▲は当期損失金))	(87,725)			▲ 487,629		
(4) 処分未済持分		▲ 2,836			▲ 3,228	
2. 評価・換算差額金			▲ 1,185,220			▲ 916,001
(1) その他有価証券評価差額金			▲ 1,324,494			▲ 1,050,796
(2) 土地再評価差額金			139,274			134,795
純資産の部合計			2,138,224			1,901,282
負債及び純資産の部合計			54,258,764			53,702,295

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日			令和6年度 令和6年2月1日から 令和7年1月31日		
1. 事業総利益			1,135,358			518,778
事業収益		5,048,165			5,059,328	
事業費用		3,912,806			4,540,549	
(1) 信用事業収益		315,059			318,459	
資金運用収益	300,645			303,611		
(うち預金利息)	(207,067)			(199,171)		
(うち有価証券利息)	(36,019)			(24,987)		
(うち貸出金利息)	(43,420)			(41,628)		
(うちその他受入利息)	(14,137)			(37,823)		
役務取引等収益	12,446			12,721		
その他事業直接収益				2,126		
その他経常収益	1,968				604,400	
(2) 信用事業費用		4,511		10,755		
資金調達費用	3,033			(10,653)		
(うち貯金利息)	(2,861)			(7)		
(うち給付補填備金繰入)	(4)			(93)		
(うち借入金利息)	—			5,192		
(うちその他支払利息)	(166)			566,690		
役務取引等費用	5,512			21,762		
その他事業直接費用	142			(4,320)		
その他経常費用	▲ 4,177					▲ 285,940
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 22,142)				194,329	
信 用 事 業 総 利 益			310,548	178,920		
(3) 共済事業収益		206,790		15,408		
共済付加収入	193,999				3,202	
その他の収益	12,790			17		
(4) 共済事業費用		3,561		3,184		
共済推進費	—					191,127
その他の費用	3,561				2,235,875	
共 済 事 業 総 利 益			203,228	2,093,208		
(5) 購買事業収益		2,283,611		55,599		
購買品供給高	2,147,658			57,770		
購買品手数料	55,164			29,297		
修理サービス料	55,242				1,966,368	
その他の収益	25,546			1,838,484		
(6) 購買事業費用		1,960,826		45,218		
購買品供給原価	1,880,011			6,506		
購買品供給費	49,430			76,159		
修理サービス費	7,126			(42,191)		

科 目	令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日			令和6年度 令和6年2月1日から 令和7年1月31日		
その他の費用	24,257					269,507
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 18,060)					
購 買 事 業 総 利 益			332,784			
(7) 販売事業収益		915,100		821,249	1,013,388	
販売品販売高	699,716					
販売手数料	94,259					
その他の収益	121,124					
(8) 販売事業費用		806,081		702,379	878,464	
販売品販売原価	607,293					
販売費	81,793					
その他の費用	116,995					
販 売 事 業 総 利 益			109,018			134,923
(9) 保管事業収益		2,808			2,914	
(10) 保管事業費用		2,738			2,667	
保 管 事 業 総 利 益			69			246
(11) 加工事業収益		414,565			434,889	
(12) 加工事業費用		327,500			350,862	
加 工 事 業 総 利 益			87,065			84,027
(13) 利用事業収益		394,785			400,901	
(14) 利用事業費用		325,838			328,575	
利 用 事 業 総 利 益			68,946			72,326
(15) その他事業収益		506,484			448,673	
(16) その他事業費用		472,717			396,545	
そ の 他 事 業 総 利 益			33,767			52,128
(17) 指導事業収入		8,959			9,894	
(18) 指導事業支出		9,031			9,463	
指 導 事 業 収 支 差 額			▲ 71			430

科 目	令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日			令和6年度 令和6年2月1日から 令和7年1月31日		
2. 事業管理費			1,069,402			1,053,084
(1) 人件費		826,789			819,223	
(2) 業務費		82,239			78,334	
(3) 諸税負担金		13,074			14,807	
(4) 施設費		143,445			134,382	
(5) その他事業管理費		3,763			6,335	
事業利益 (▲は事業損失)			65,956			▲ 534,305
3. 事業外収益			53,973			60,269
(1) 受取雑利息		447			1,008	
(2) 受取出資配当金		38,572			40,829	
(3) 賃貸料		7,174			2,203	
(4) 外部出資等損失引当金戻入		1,741			8,387	
(5) 雑収入		6,037			7,840	
4. 事業外費用			1,796			2,768
(1) 寄付金		315			508	
(2) 外部出資等損失引当金繰入		—				
(3) 雑損失		1,481			2,260	
経常利益 (▲は経常損失)			118,133			▲ 476,805
5. 特別利益			2,525			3,055
(1) 固定資産処分益		728			205	
(2) 一般補助金		100			2,812	
(3) その他の特別利益		1,697			38	
6. 特別損失			21,303			13,180
(1) 固定資産処分損		118				
(2) 固定資産圧縮損		—			3,470	
(3) 減損損失		21,162			9,709	
(4) その他の特別損失		22				
税引前当期利益 (▲は税引前当期損失)			99,354			▲ 486,929
7. 法人税、住民税及び事業税		2,910			1,385	
8. 法人税等調整額		8,719			▲ 685	
法人税等合計			11,629			700
当期剰余金 (▲は当期損失金)			87,725			▲ 487,629
遡及処理後当期首繰越剰余金 (又は当期首繰越剰余金)			146,299			135,168
税効果調整積立金取崩			11,109			1,030
固定資産減損等積立金取崩額			21,162			9,709
土地再評価差額金取崩額			6,240			4,478
当期末処分剰余金 (▲は当期末未処理損失金)			272,537			132,757

注記表

■ 令和5年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、）：最終仕入原価法による原価法

（仕掛品）（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てていま

す。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5)主要な事業における収益の計上基準

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等

との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 84,744千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積額については、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 21,162千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 36,288千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は624,291千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452千円	構築物	11,120千円
車両・運搬具	10,509千円	器具・備品	18,015千円
機械装置	228,194千円		

(2)担保に供している資産

定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	6,531千円
子会社等に対する金銭債務の総額	37,800千円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額	15,905千円
-------------------	----------

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は28,795千円、危険債権額は3,201千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は31,997千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 62,886千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1)子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	20,286千円
うち事業取引高	19,640千円
うち事業取引以外の取引高	646千円
②子会社等との取引による費用総額	0千円
うち事業取引高	0千円

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.32%上昇したものと想定した場合には、経済価値が194,948千円減少するものと把握していま

す。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	38,748,781	38,733,676	▲ 15,104
有価証券			
国債	2,848,210	2,848,210	—
受益証券	2,291,130	2,291,130	—
貸出金	4,931,196		
貸倒引当金（*）	▲ 5,215		
貸倒引当金控除後	4,925,981	4,894,156	▲ 31,824
資産計	48,814,102	48,767,173	▲ 46,929
貯金	51,006,013	50,990,868	▲ 15,144
負債計	51,006,013	50,990,868	▲ 15,144

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,903,504
外部出資等損失引当金	▲ 10,176
外部出資等損失引当金控除後	2,893,327

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,198,781	—	—	—	550,000	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	3,700,000
受益証券	—	—	—	—	100,000	2,700,000
貸出金(*1、2)	573,248	362,491	343,147	321,834	298,296	3,027,692
合 計	38,772,030	362,419	343,147	321,834	948,296	9,427,692

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)123,465千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等4,485千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—
合 計	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	国債	100,090	100,000	90
	小計	100,090	100,000	90
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	2,748,120	3,563,834	▲ 815,714
	受益証券	2,291,130	2,800,000	▲ 508,870
	小計	5,039,250	6,363,834	▲ 1,324,584
合 計		5,139,340	6,463,834	▲ 1,324,494

8. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	256,771千円
退職給付費用	49,258千円
退職給付の支払額	▲27,740千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲31,409千円
期末における退職給付引当金	246,879千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	735,820千円
特定退職金共済制度	▲488,940千円
退職給付引当金	246,879千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	49,258千円
退職給付費用	49,258千円

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,514千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減価償却限度超過	15,395千円
個別貸倒引当金限度超過	5,654千円
未収利息不計上否認	250千円
賞与引当金限度超過額	5,930千円
賞与対応未払保険料	1,059千円
未払事業税	128千円
役員退職慰労引当金容認	3,167千円
年度末手当	3,284千円
年度末手当法定福利費	549千円
退職給付引当金繰入否認額	68,385千円
その他有価証券評価差額	366,910千円
土地再評価減損損失	21,235千円
やさと菜苑出資引当金	2,818千円
資産除去債務	3,783千円
農協観光出資減損損失	554千円
借地権・未収入金・その他負債	466千円
土地減損損失否認	3,471千円
繰延税金資産小計	503,044千円
評価性引当額	▲418,300千円
繰延税金資産合計	84,744千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.8%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減	▲12.7%
その他	3.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.7%

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,660千円
期末残高	13,660千円

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は306,309千円です。

注記表

■ 令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価値のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理）：売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米）：総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、）：最終仕入原価法による原価法

（仕掛品）（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てていま

す。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当

組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7)計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 83,713千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9,709千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フ

ローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,800千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は621,007千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452千円	構築物	11,120千円
車両運搬具	11,099千円	器具・備品	20,771千円
機械装置	221,564千円		

(2)担保に供している資産

定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、定期預金500千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3)子会社等に対する金銭債権

子会社等に対する金銭債権の総額	4,432千円
子会社等に対する金銭債務の総額	51,734千円

(4)役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額	4,263千円
---------------	---------

(5)債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は26,749千円、危険債権額は5,541千円

です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は32,290千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6)土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 58,319千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1)子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	22,285千円
うち事業取引高	21,639千円
うち事業取引以外の取引高	646千円
②子会社等との取引による費用総額	5千円
うち事業取引高	5千円

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が158,850千円減少するものと把握していま

す。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	40,382,194	40,266,962	▲115,231
有価証券			
その他有価証券	2,814,220	2,814,220	—
貸出金	5,025,148		
貸倒引当金（*）	▲9,536		
貸倒引当金控除後	5,015,612	4,941,447	▲74,164
資産計	48,212,026	48,022,630	▲189,396
貯金	50,829,405	50,746,162	▲83,243
負債計	50,829,405	50,746,162	▲83,243

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,903,524
外部出資等損失引当金	▲1,789
外部出資等損失引当金控除後	2,901,734
合 計	2,901,734

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	39,382,194	—	—	550,000	450,000	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,814,220
貸出金（*1、2）	528,991	394,467	372,569	347,986	324,157	3,051,525
合 計	39,911,185	394,467	372,569	897,986	774,157	5,865,745

（*1）貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）115,663千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

（*2）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,451千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,401,615	543,763	788,396	40,753	54,875	—
合 計	49,401,615	543,763	788,396	40,753	54,875	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	2,814,220	3,865,016	▲1,050,796
	小計	2,814,220	3,865,016	▲1,050,796
合 計		2,814,220	3,865,016	▲1,050,796

7. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	246,879千円
退職給付費用	40,053千円
退職給付の支払額	▲943千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲30,789千円
期末における退職給付引当金	255,199千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	772,660千円
特定退職金共済制度	▲517,460千円
退職給付引当金	255,199千円

④退職給付に関連する損益

勤務費用	40,053千円
退職給付費用	40,053千円

(2)特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、89,727千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

減価償却限度超過	14,945千円
個別貸倒引当金限度超過	18,503千円
未収利息不計上否認	17千円
賞与引当金限度超過額	6,240千円
賞与対応未払保険料	1,016千円
役員退職慰労引当金否認	3,167千円
退職給付引当金繰入否認額	70,690千円
その他有価証券評価差額	291,070千円
土地再評価減損損失	22,905千円
やさと菜苑出資引当金	495千円
資産除去債務	3,783千円
農協観光出資減損損失	554千円
借地権・未収入金	466千円
土地減損損失否認	3,471千円
繰越欠損金	130,287千円
繰延税金資産小計	567,615千円
評価性引当額	▲483,902千円
繰延税金資産合計	83,713千円
繰延税金資産の純額	83,713千円

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期は税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	13,660千円
期末残高	13,660千円

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は294,278千円です。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 5 年度			令和 6 年度		
当期末処分剰余金			272,537,621			132,757,867
任意積立金取崩額			—			50,000,000
本支所建設積立金					50,000,000	
剰余金処分額			137,368,674			109,700,000
利益積立金		18,000,000			—	
任意積立金		101,000,000			109,700,000	
加工施設整備	20,000,000			—		
信用事業基盤強化・有価証券等運用損失積立金	50,000,000			100,000,000		
固定資産減損等	21,000,000			9,700,000		
本支所建設積立金	10,000,000			—		
税効果調整積立金						
出資配当金		6,216,674			—	
事業分量配当金		12,152,000			—	
次期繰越剰余金			135,168,947			73,057,867

(注)

1. 出資配当は次の通りです。

令和 5 年度	令和 6 年度
年 1 %	無配当

2. 事業分量配当金の基準は次の通りです。

令和 5 年度	令和 6 年度
肥料・飼料・農薬・石油（ガソリンを除く） 1.30 % 保温資材・包装資材・種苗・他生産資材 0.75 % なお、分配金額は合計で 1,000 円以上とし、1,000 円未満切り捨てとしました。また、配当時には消費税相当額が加算され、実質配当額は、13,367,200 円となります。	無配当

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次の通りです。

(単位：千円)

種 類	目 的 及 び 取 崩 基 準	積立目標金額	現在積立額
税効果調整積立金 (平成11年度創設)	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。法人税等の前払金額が、回収された金額を取り崩す。		83,713
農業関連施設等整備積立金 (平成16年度創設)	農業関連の施設等の建設、補修、改装等を行うために積立を行う。農業関連施設等を建設または整備した事業年度に、その金額を取り崩す。	200,000	200,000
加工施設整備積立金 (平成11年度創設)	納豆工場等の加工施設の整備をするために積立を行う。取り崩しは、その施設を整備した事業年度にその金額を取り崩す。	200,000	125,500
信用事業基盤強化・有価証券等運用損失積立金 (令和5年度創設)	金融自由化の本格的な進展に対応し、組合員の期待と信頼に応える事業機能を強化・発展させることを目的に積み立てる。 信用事業の機械化、情報・サービスの充実および金融自由化の諸対策のための支出に対応してその金額を取り崩す。 有価証券運用における国債等債権売却損及び国債等債権償還損に対応するため、各年度に発生する国債等債権売却損及び国債等債券償還損の範囲内で取り崩す。	1月末貯金残高の3%	—
教育基金積立金 (平成4年度創設)	組合における教育活動を長期的かつ安定的に実施するための財源を確保するため積立を行う。この積立金は、組合員及び役職員の教育活動に充当するものとする。	100,000	38,385
固定資産減損等積立金 (平成16年度創設)	固定資産減損損失及び資産除去債務に対応するため、決算において積立を行う。各年度に発生する減損損失や資産除去債務の範囲内で取り崩す。	100,000	39,056
修繕等積立金 (平成24年度創設)	ゆりの郷の施設・備品等の修繕に対応するため、修繕費等資金を年入館者×50円を上限に積み立てる。備品の購入及び修繕の実施によりその金額を取り崩す。	50,000	6,000
本支所建設積立金 (平成31年度創設)	本所・柿岡支所が老朽化のため、流通センター駐車場に移転建設をするために積立を行う。 建設費用として支払われた金額を取り崩す。	350,000	250,000

部門別損益計算書

令和5年2月1日より令和6年1月31日まで

(単位：千円)

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益	①	5,048,165	315,059	206,790	2,728,679	1,788,706	8,929	
事業費用	②	3,912,806	4,511	3,561	2,361,320	1,539,710	3,703	
事業総利益	③=①-②	1,135,358	310,548	203,228	367,359	248,995	5,225	
事業管理費	④	1,069,402	208,344	206,335	416,435	228,703	9,582	
(うち減価償却費)	⑤	(74,571)	(16,173)	(14,094)	(27,658)	(16,067)	(578)	
(うち人件費)	⑤'	(826,879)	(159,949)	(159,755)	(322,963)	(176,748)	(7,463)	
うち共通管理費	⑥		40,842	35,592	69,844	40,574	1,461	▲188,315
(うち減価償却費)	⑦		(16,173)	(14,094)	(27,658)	(16,067)	(578)	(▲74,571)
(うち人件費)	⑦'		(20,578)	(17,933)	(35,191)	(20,443)	(736)	(▲94,882)
事業利益	⑧=③-④	65,956	102,203	▲3,106	▲49,075	20,291	▲4,356	
事業外収益	⑨	53,973	29,138	13,121	7,395	4,148	169	
うち共通分	⑩		450	392	770	447	16	▲2,078
事業外費用	⑪	1,796	381	340	672	386	14	
うち共通分	⑫		329	286	562	326	11	▲1,516
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	118,133	130,960	9,673	▲42,353	24,053	▲4,201	
特別利益	⑭	2,525	484	488	989	539	23	
うち共通分	⑮		61	53	105	61	2	▲283
特別損失	⑯	21,303	4,616	4,027	7,904	4,589	165	
うち共通分	⑰		4,593	4,002	7,854	4,563	164	▲21,178
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	99,354	126,828	6,135	▲49,267	20,003	▲4,343	
営農指導事業 分配賦額	⑲		949	827	1,624	943	▲4,343	
営農指導事業 分配賦額後税引 前当期利益	⑳=⑱-⑲	99,354	125,879	5,307	▲50,891	19,060		

(注)

1. 千円未満の端数は切り捨てで表示しています。
2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分を計上しています。
3. 農業関連事業には、購買事業の生産資材部門、販売事業、農産物加工事業、生産施設利用事業、その他農業関連事業、各種事業の直売所・精米センター・機械利用が含まれています。生活その他事業には、購買事業の生活物資部門へ（自動車含む）、各種事業の葬祭センター・旅行センター、生活関連事業、営農指導事業の生活改善部門が含まれています。

部門別損益計算書

令和6年2月1日より令和7年1月31日まで

(単位：千円)

区分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活 その他事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益	①	5,095,328	318,459	194,329	2,746,478	1,790,195	9,864	
事業費用	②	4,540,549	604,400	3,202	2,377,463	1,551,277	4,205	
事業総利益	③=①-②	518,778	▲285,940	191,127	369,014	238,918	5,659	
事業管理費	④	1,053,084	143,139	198,032	407,513	275,506	28,891	
(うち減価償却費)	⑤	(68,195)	(▲4,466)	(16,421)	(32,877)	(21,822)	(1,541)	
(うち人件費)	⑤'	(819,223)	(121,439)	(151,445)	(312,238)	(211,407)	(22,693)	
うち共通管理費	⑥		▲9,776	35,941	71,957	47,762	3,373	▲149,258
(うち減価償却費)	⑦		▲4,466	(16,421)	(32,877)	(21,822)	(1,541)	(▲68,195)
(うち人件費)	⑦'		▲4,440	(16,324)	(32,683)	(21,693)	(1,532)	(▲67,793)
事業利益	⑧=③-④	▲534,305	▲429,080	▲6,904	▲38,499	▲36,588	▲23,232	
事業外収益	⑨	60,269	30,363	13,750	9,081	6,423	649	
うち共通分	⑩		▲121	445	892	592	41	▲1,851
事業外費用	⑪	2,768	▲67	636	1,281	853	65	
うち共通分	⑫		▲150	554	1,109	736	51	▲2,300
経常利益	⑬=⑧+⑨-⑪	▲476,805	▲398,649	6,208	▲30,698	▲31,018	▲22,648	
特別利益	⑭	3,055	482	556	1,150	779	85	
うち共通分	⑮		▲16	58	118	78	5	▲244
特別損失	⑯	13,180	▲87	2,969	5,988	3,992	316	
うち共通分	⑰		▲654	2,404	4,814	3,195	225	▲9,987
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	▲486,929	▲398,078	3,795	▲35,535	▲34,230	▲22,879	
営農指導事業 分配賦額	⑲		▲1,464	5,621	11,254	7,467	▲22,879	
営農指導事業 分配賦額後税引 前当期利益	⑳=⑱-⑲	▲486,929	▲396,614	▲1,826	▲46,790	▲41,698		

(注)

1. 千円未満の端数は切り捨てで表示しています。
2. ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分を計上しています。
3. 農業関連事業には、購買事業の生産資材部門、販売事業、加工事業、利用事業、その他事業、の直売所が含まれています。生活その他事業には、購買事業の生活資材部門へ(自動車含む)、利用事業のセレモニーホール、営農指導事業の生活改善部門が含まれています。

財務諸表等の正確性に係る確認

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての 経営者責任の明確化について

1. 私は令和6年2月1日から令和7年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - ①.業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ②.業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ③.重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年5月28日

やさと農業協同組合
代表理事組合長 神生 賢一

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	4,662,937	4,992,577	4,795,350	5,048,165	▲ 476,805
信用事業収益	324,713	324,940	316,326	315,059	318,459
共済事業収益	242,218	215,907	208,156	206,790	194,329
農業関連事業収益	2,118,381	2,171,396	2,300,531	2,728,679	2,746,478
その他事業収益	1,977,623	2,280,333	1,970,336	1,788,706	1,800,059
経常利益 (又は経常損失)	15,278	69,374	50,725	118,133	▲ 476,805
当期剰余金 (又は当期損失金)	▲ 9,804	74,780	40,110	87,726	▲ 487,629
出資金	645,032	639,785	635,655	626,219	621,969
出資口数	(645,032 口)	(639,785 口)	(635,655 口)	(626,219 口)	(621,969 口)
純資産額	3,050,769	3,012,536	2,160,359	3,784,398	1,901,282
総資産額	52,802,284	54,299,446	53,060,178	54,258,765	53,702,295
貯金残高	48,653,645	49,971,503	49,744,684	51,006,013	50,829,405
貸出金残高	3,521,699	4,845,863	5,005,390	4,931,196	5,025,148
有価証券残高	6,018,339	5,521,281	5,135,343	5,139,340	2,814,220
剰余金配当金額	—	14,278	11,228	18,368	—
出資配当の額	—	6,329	6,260	6,217	—
事業利用分量配当の額	—	7,949	4,968	12,152	—
職員数	119	117	118	116	118
単体自己資本比率	17.16%	16.74%	17.46%	17.43%	14.56%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示台2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	297	292	▲ 5
役務取引等収支	6	7	1
その他信用事業収支	6	▲ 19	▲ 25
信用事業粗利益	326	▲ 266	▲ 592
(信用事業粗利益率)	0.61%	▲ 1%	▲ 1.61
事業粗利益	1,153	611	▲ 542
(事業粗利益率)	2.12%	1.13%	▲ 0.99%
事業純益	83	▲ 448	▲ 531
実質事業純益	83	▲ 442	▲ 525
コア事業純益	83	124	41
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	83	124	41

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り (%)	平均残高	利息	利回り (%)
資金運用勘定	49,984	300	0.60	49,833	303	0.61
（うち預金）	38,613	221	0.57	39,372	236	0.60
（うち有価証券）	6,257	36	0.58	5,435	24	0.46
（うち貸出金）	5,113	43	0.85	5,025	41	0.83
資金調達勘定	50,881	3	0.01	50,937	10	0.02
（うち貯金・定積）	50,680	2	0.01	50,826	10	0.02
（うち借入金）	201	0	0.00	110	0	0.00
経費率	0.47					
総資金利ざや	0.12			0.59		

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

受取金支払い利息の増減

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	2	2
うち預金	4	15
うち有価証券	0	▲11
うち貸出金	▲2	▲1
支払利息	0	7
うち貯金	0	7
うち借入金	0	0
差し引き	2	▲4

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分配配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.21	▲ 0.86	▲ 1.07
資本経常利益率	3.49	▲ 13.82	▲ 17.31
総資産当期純利益率	0.15	▲ 0.87	▲ 1.02
資本当期純利益率	2.59	▲ 14.13	▲ 16.72

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保障見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増減
貯貸率	期末	9.66%	9.88%	0.22
	期中平均	10.08%	9.88%	▲ 0.2
貯証率	期末	10.07%	5.53%	▲ 4.54
	期中平均	12.34%	10.69%	▲ 1.65

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 × 100

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期末増減表

(単位：百万円)

区分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	14	0	0	14	0	0	6	0	0	6
個別貸倒引当金	75	36	13	62	36	36	76	0	36	76
合計	89	36	13	76	36	36	82	0	36	82

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
貸出金償却額	—	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

各事業の実績：信用事業（貯金業務）

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	23,433	46.24	24,333	47.87	900
定期性貯金	27,246	53.76	26,493	52.13	▲ 753
その他の貯金	0	0	0	0	0
小 計	50,680	100.00	50,826	100.00	146
譲渡性貯金	0	0	0	0	0
合 計	50,680	100.00	50,826	100.00	146

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期性貯金残高

(単位：百万円, %)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	26,894	100.00%	25,912	99.3	▲ 982
うち固定金利定期	26,894	100.00%	25,912	100.00	▲ 982
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

各事業の実績：信用事業（貸出金業務）

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円，％）

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	4	0.0	0	0.0	▲ 3
証書貸付金	4,803	95.5	4,908	97.6	105
当座貸越	123	2.5	115	2.3	▲ 7
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	—	—	—	—	—
合 計	4,931	100.0	5,025	100.0	93

貸出金の金利条件別残高内訳

（単位：百万円，％）

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	2,939	59.6	3,028	60.2	89
変動金利貸出	1,762	35.7	1,776	35.3	14
その他	229	4.6	219	4.3	▲ 9
合 計	4,931	100.0	5,025	100.0	93

（注）「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	残高増減
	残 高	残 高	
貯金・定期積金等	4	20	16
有価証券	0	0	0
不動産	835	907	72
その他担保	38	36	▲ 2
小 計	879	964	85
農業信用基金協会保証	1,612	1,519	▲ 93
その他保証	0	0	0
小 計	1,612	1,519	▲ 93
信用	2,316	2,425	109
合計	4,807	4,909	102

担保別債務保証内訳

取扱はございません

使途別貸出金残高

(単位：百万円,%)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度		残高増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	4,659	94.3	4,768	94.8	109
運転資金	268	5.3	254	5.2	▲ 14
合 計	4,931	100.0	5,393	100.0	462

業種別貸出金残高

(単位：百万円,%)

種類	令和 5 年度		令和 6 年度		残高増減
	残高	構成比 (%)	残高	構成比 (%)	
農業	528	10.7	561	11.1	32
林業	45	0.9	44	0.8	▲ 1
水産業	0	0.0	0	0.0	0
製造業	341	6.9	316	6.3	▲ 24
鉱業	25	0.5	24	0.4	▲ 1
建設業	105	2.1	95	1.9	▲ 9
不動産業	0	0.0	0	0.0	0
電気ガス熱供 給水道業	50	1.0	45	0.8	▲ 5
運輸・通信業	208	4.2	200	3.9	▲ 8
卸売・小売業・ 飲食店	71	1.4	65	1.3	▲ 6
サービス業	470	9.5	470	9.3	0
金融・保険業	4	0.0	3	0.0	0
地方公共団体	2,247	45.5	2,374	47.2	126
その他	831	16.8	822	16.3	▲ 8
合計	4,931	100.0	5,025	100.0	93

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農業			
穀作	38	36	▲ 1
野菜・園芸	40	40	0
果樹・樹園農業	7	6	0
工芸作物	5	4	▲ 1
養豚・肉牛・酪農	27	24	▲ 3
養鶏・養卵	11	8	▲ 3
その他農業	122	117	▲ 4
合計	253	238	▲ 15

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に關係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前期『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業には」複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	213	196	▲ 18
農業制度資金			
農業近代化資金	38	42	3
その他制度資金	0	0	0
合計	251	238	▲ 15

(注)

1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの
②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの
③日本政策金融公庫が直接融資するもの
があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています
3. 「その他」制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

(受託貸付金)

該当する取引はございません

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保障	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5年度	28	5	18	5	28
	6年度	26	5	16	4	26
危険債権	5年度	3	0	—	—	0
	6年度	5	—	5	—	5
要管理債権	5年度	—	—	—	—	—
	6年度	—	—	—	—	—
三月以上	5年度	—	—	—	—	—
延滞債権	6年度	—	—	—	—	—
貸出条件	5年度	—	—	—	—	—
緩和債権	6年度	—	—	—	—	—
小計	5年度	31	6	18	5	29
	6年度	32	5	22	4	32
正常債権	5年度	4,903				
	6年度	4,997				
合計	5年度	4,935				
	6年度	5,029				

(注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状況及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外の物に区分される債権をいいます。

各事業の実績：信用事業（受託業務・為替業務等）

内国為替の取扱実績

（単位：件、百万円）

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	6,986	54,177	7,346	50,534
	金額	4,526	9,391	4,462	9,360
代金取立為替	件数	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—
雑為替	件数	729	315	430	192
	金額	666	59	606	22
合 計	件 数	7,715	54,492	7,776	50,726
	金 額	5,192	9,451	5,068	9,382

各事業の実績：信用事業（有価証券に関する指標）

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円、％）

種 類	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
国債	3,459	3,823	364
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の有価証券	2,798	1,612	▲ 1,186
合 計	6,257	5,435	▲ 822

商品有価証券種類別平均残高

取扱はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めの ないもの	合計
令和5年度								
国債	—	—	—	—	—	3,700	—	3,700
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	100	2,700	—	—	—	2,800
令和6年度								
国債	—	—	—	—	—	3,900	—	3,900
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

各事業の実績：信用事業（有価証券の時価情報等）

有価証券の時価情報

「その他有価証券」

(単位：百万円)

種 類		令和5年度			令和6年度		
		B/S 計上額	取原又は償 原	差額	B/S 計上額	取原又は償 原	差額
B/S 計上額が取得原価又は 償却原価を超えるもの	債権						
	国債	100	100	0	—	—	—
	受益証券	100	100	0	—	—	—
	小 計	100	100	0	—	—	—
B/S 計上額が取得原価又は 償却原価を超えないもの	債権						
	国債	2,748	3,563	▲ 815	2,814	3,865	▲ 1,050
	受益証券	2,291	2,800	▲ 508	—	—	—
	小 計	5,039	6,363	▲ 1,324	2,814	3,865	▲ 1,050
合計		5,139	6,43	▲ 1,324	2,814	3,865	▲ 1,050

※上記評価差額▲ 1,324 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

金銭の信託

取扱はございません。

金融先物取引等・金融等デリバティブ取引・有価証券店頭デリバティブ取引

取扱はございません。

各事業の実績：共済事業

長期共済金額 (単位：千円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命総合共済系	終身共済	3,155	22,636,725	3,154	21,924,783
	定期生命共済	172	1,788,500	189	2,016,200
	養老生命共済	2,899	22,712,109	2,583	19,776,913
	うちこども共済	1,327	4,075,486	1,261	3,776,386
	医療共済	2,830	156,400	2,814	154,300
	がん共済	417	14,000	427	14,000
	定期医療共済	121	261,300	119	258,500
	介護共済	217	536,916	235	647,588
	認知症共済	6		6	
	生活障害共済	16		18	
	特定重度疾病共済	83		96	
	年金共済	1,756	20,000	1,721	20,000
	建物更生共済	4,254	46,535,163	4,240	46,141,908
合 計		15,926	94,661,114	15,602	90,954,194

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療共済の共済金額金額 (単位：千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	2,830	11,154	2,814	10,433
		142,400		162,300
がん共済	417	2,291	427	2,346
定期医療共済	121	591	119	583
合 計	3,368	142,400	3,360	162,300

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額金額

(単位：千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	217	644,936	235	781,402
認知症共済	6	21,300	6	21,300
生活障害共済(一時金型)	11	52,000	13	79,000
生活障害共済(定期年金型)	5	9,400	5	9,400
特定重度疾病共済	83	114,500	96	130,500
合 計	322	842,136	355	1,021,602

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金金額

(単位：千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,137	761,482	1,104	733,545
年金開始後	619	363,722	617	351,631
合 計	1,756	1,125,203	1,721	1,085,177

(注)「金額」欄は年金年額について記載しています。

短期共済件数

(単位：千円)

種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,038	10,130,800	10,302	1,034	10,191,400	10,412
自動車共済	5,491		237,307	5,545		240,904
傷害共済	5,897	23,053,500	1,931	5,563	19,437,000	1,770
定額定期生命共済	2	8,000	56	2	8,000	63
賠償責任共済	61		173	76		212
自賠責共済	777		13,035	812		13,767
合 計	13,266		262,804	13,032		267,127

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保証金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

各事業の実績：購買事業

買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	200,692	29,853	170,304	15,568
	飼料	418,765	9,353	388,971	7,617
	農業機械	164,693	22,117	191,781	26,366
	農薬	183,734	21,433	181,356	18,980
	自動車	111,774	11,152	88,427	8,832
	その他生産資材	244,369	21,627	245,692	19,084
	小 計	1,324,029	115,537	1,266,535	96,448
生活物資	電気器具	24,965	2,219	25,823	2,284
	燃料	919,535	63,321	919,242	58,081
	L P ガス	82,512	44,459	82,918	43,092
	住設	18,301	2,942	7,655	1,421
	生活用品	328,476	94,330	313,821	108,994
	小 計	1,373,791	207,273	1,349,461	213,875
合 計		2,697,821	322,811	2,615,997	310,324

各事業の実績：販売事業

受託販売品種類別取扱実績

(単位：千円)

種 類		令和 5 年度		令和 6 年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米 麦	米				
	麦	9,364	1,389	7,367	1,112
	種子	259,345	3,839	263,269	3,867
	小 計	268,709	5,228	270,636	4,979
豆類 雑穀	大豆	28,227	13	—	—
青果物	野菜	561,309	15,029	646,883	17,652
	果実	546,987	12,708	470,653	10,725
	小 計	1,108,297	27,738	1,117,536	28,377
畜産物		1,207,517	12,587	1,135,341	11,838
花卉・花木		80,941	874	82,886	893
まゆ他		712	11	592	7
直売所関連		318,702	47,805	317,868	47,680
合 計		3,013,107	94,259	2,924,914	93,830

買取販売品種類別販売実績

(単位：千円)

種 類	令和 5 年度		令和 6 年度	
	取扱高	粗収益	取扱高	粗収益
米	468,853	43,046	615,949	69,898
その他	4,748	652	3,237	▲177
直販事業	134,549	48,723	124,371	49,148
野菜カット事業	91,564	—	77,690	—
合 計	699,716	92,423	821,249	118,869

各事業の実績：保管事業

保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度
収 益	保管料	122	124
	検査手数料	2,685	2,790
	雑収入	—	—
	計	2,808	2,914
費 用	保管労務費	684	1,371
	その他	2,053	1,295
	計	2,738	2,667
差引		69	246

各事業の実績：加工事業

加工事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和5年度	令和6年度
収益	納豆工場	138,297	140,939
	野菜カットセンター	237,628	253,858
	鶏卵加工	19,999	18,018
	精米センター	18,640	22,073
	その他		
	計	414,565	434,889
費用	納豆工場	113,101	111,413
	野菜カットセンター	193,047	217,280
	鶏卵加工	9,063	11,729
	精米センター	12,287	10,439
	その他		
	計	327,500	350,862
差引		87,065	84,027

各事業の実績：利用事業

利用事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和5年度	令和6年度
収益	鶏卵センター	106,642	115,477
	種子センター	38,584	37,410
	野菜選別	23,216	7,151
	葬祭事業	226,247	240,811
	その他	94	50
	計	394,785	400,901
費用	鶏卵センター	98,850	107,180
	種子センター	25,808	28,269
	野菜選別	22,662	5,843
	葬祭事業	178,475	187,242
	その他	41	39
	計	325,838	328,575
差引		68,946	72,326

各事業の実績：その他事業

その他事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和 5 年度	令和 6 年度
収益	柿岡直売所	130,235	116,590
	園部直売所	122,384	81,612
	温泉事業	251,345	246,830
	農業体験等	2,229	3,460
	その他	290	180
	計	506,484	448,673
費用	柿岡直売所	123,167	107,577
	園部直売所	118,154	74,388
	温泉事業	230,118	213,240
	農業体験等	945	1,203
	その他	274	135
	計	472,717	496,545
差引		33,767	52,128

各事業の実績：指導事業

指導事業取扱実績

(単位：千円)

項目		令和 5 年度	令和 6 年度
収入	賦課金	3,033	2,991
	指導事業補助金	4,581	4,499
	実費収入	1,344	2,403
	計	8,959	9,894
支出	営農改善費	3,384	3,894
	生活改善費	399	362
	教育広報費	4,927	4,895
	農政活動費	319	311
	計	9,031	9,463
差引		▲ 71	430

自己資本の充実の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。拠って、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	2,817	3,305
うち、出資金の額	621	626
うち、資本準備金の額	0	0
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,198	2,699
うち、外部流出予定額 (▲)	0	18
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 3	▲ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	15
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	8
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,823	3,313
＜コア資本に係る調整項目＞		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	—
うち、のれんに係るものの額	0	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	—

項 目	令和 6 年度	令和 5 年度
<自己資本>		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,822	3,313
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,343	17,001
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	0	192
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	0	192
うち、上記以外に該当するものの額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,037	2,003
信用リスク・アセット調整額		—
リスク・アセットの額の合計額（ニ）	19,380	19,005
<自己資本比率>		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.56%	17.43%

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和 5 年度			令和 6 年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
現金	309	—	—	304	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,469	—	—	3,872	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,254	—	—	2,383	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,955	7,791	311	40,394	8,078	323
法人等向け	0	0	0	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	182	31	1	170	28	1
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	54	10	0	101	32	1
取立未済手形	4	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付	1,639	160	6	1,544	151	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	248	248	9	295	293	11
うち出資等のエクスポージャー	248	248	9	295	293	11
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
上記以外	9	8,576	343	—	—	—
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対 象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調 達手段に該当するもの以外のものに係るエク スポージャー	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫または農業協同組合連合会 の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	2,608	6,520	—	2,608	6,520	260
うち特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー	46	91	—	0	0	0
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有している他の金融機関等に係るそ の他外部 TLAC 関連調達手段に関するエク スポージャー	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議 決権を保有していない他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その 他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5% 基準額 を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
うち上記以外のエクスポージャー	2,577	1,954	—	1,889	2,337	11

信用リスクアセット		令和 5 年度			令和 6 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非 STC 適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスクアセットの額に算入され るものの額	—	192	7	—	0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかったものの額（▲）	—	0	0	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	55,498	17,001	680	—	—	—
	CVA リスク相当額 ÷ 8 %	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関向けトレードエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	55,498	17,001	680	54,565	17,343	693
	オペレーショナルリスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナルリスク相 当額を 8% で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a*4%	オペレーショナルリスク相 当額を 8% で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a*4%	
2,003			80	2,037	81		
所要自己資本額計		リスクアセット等 （分母）計 a	所要自己 資本額 b=a*4%	リスクアセット等 （分母）計 a	所要自己 資本額 b=a*4%		
		19,005	758	19,380	775		

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当 JA では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域、業種、残存期間別）及び 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和 5 年度					令和 6 年度				
		信用リスク に関する エクスポ ージャーの残高	うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞 エクスポ ージャー	信用リスク に関する エクスポ ージャーの残高	うち貸 出金等	うち 債券	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞 エクスポ ージャー
	国内	55,351	4,945	3,669	0	54	54,565	5,040	3,872	0	101
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	55,351	4,945	3,669	0	54	54,565	5,040	3,872	0	101
法人	農業	31	31	—	—	—	314	41	—	—	24
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	41,568	0	—	—	—	43,006	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—
	日本国政府・地 方公共団体	5,919	2,250	3,669	—	—	6,250	2,377	3,872	—	—
	上記以外	304	8	—	—	—	5	5	—	—	—
	個人	0	0	—	—	0	2,687	2,614	—	—	77
	その他	4,840	14	—	—	0	2,254	0	0	0	—
業種別残高計		52,663	2,304	3,669	—	0	54,565	5,040	3,872	0	—
	1 年以下	38,336	137	0	—		39,456	65	0	0	
	1 年超 3 年以下	140	140	—	—		123	123	—	—	
	3 年超 5 年以下	711	160	—	—		1,219	216	—	—	
	5 年超 7 年以下	169	169	—	—		998	998	—	—	
	7 年超 10 年以下	1,652	1,652	—	—		978	978	—	—	
	10 年超	6,170	2,500	3,669	—		6,413	2,540	3,872	—	
	期限の定めのないもの	8,170	184	0	—		5,375	116	—	—	
	残存期間別残高計	55,351	4,945	3,669	—		54,565	5,040	3,872	—	
平均残高計		50,250	5,123	3,458	—						

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	14	0	—	14	14	0	6	0	6	6
個別貸倒引当金	75	36	13	62	36	36	76	0	36	76

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区分	令和 5 年度						令和 6 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	75	36	13	62	36		36	76	—	36	76	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	75	36	13	62	36		36	76	—	36	76	
法人	農業	—	—	—	—	—	0	24	—	24	24	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービ ス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	75	36	13	62	36	—	36	52	—	12	52	—
業種別計	75	36	13	62	36	—	36	76	—	36	76	—

(注) 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘定 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	9,144	9,144	—	6,670	6,670
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	1,608	1,608	—	1,511	1,511
	リスク・ウェイト 20%	—	39,820	39,820	—	41,284	41,284
	リスク・ウェイト 35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	53	53	—	82	82
	リスク・ウェイト 75%	—	18	18	—	16	16
	リスク・ウェイト 100%	—	2,243	2,243	—	2,372	2,372
	リスク・ウェイト 150%	—	0	0	—	19	19
	リスク・ウェイト 250%	—	2,654	2,654	—	2,608	2,608
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	55,544	55,544	—	54,565	54,565

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、

- ① 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
- ② 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること
- ③ 自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること
- ④ 貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商 品取引業者向け	—	—	—	0	79	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	3	106	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	62	—	1	2,580	—
合計	3	726	—	15	2,659	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

組合がオリジネーターである場合における信用リスクアセットの 算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,856	2,856	2,903	2,903
合計	2,856	2,856	2,903	2,903

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 JA では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 JA では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 JA は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇△ EVE および △ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	564	565	103	107
2	下方平行シフト	▲ 721		▲ 54	
3	スティープ化	531	578		
4	フラット化	▲ 425			
5	短期金利上昇	▲ 9			
6	短期金利低下	40	50		
7	最大値	564	578	103	102
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,822		3,314	

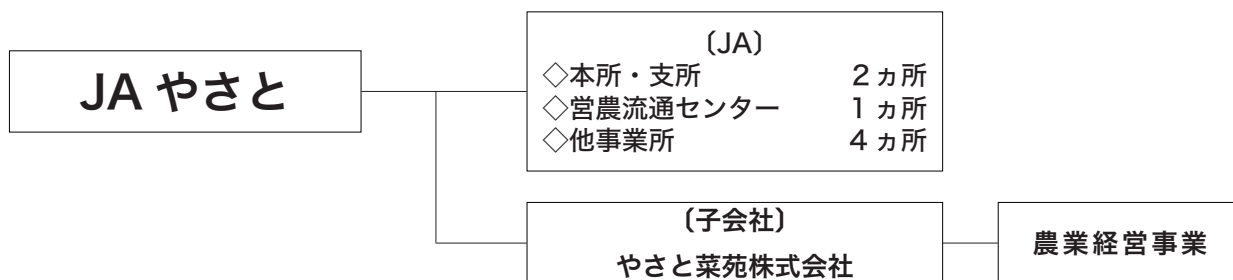
連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって、金額が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

J A やさとのグループは、当 J A と子会社「やさと菜苑（株）」で構成されています。子会社「やさと菜苑（株）」は、平成 24 年 8 月 8 日に設立され、当年度より連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社です。また、同社は金融業務を営む関連法人ではありません。なお、連結グループと連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違はありません。



2. 子会社の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当 J A の議決権比率	当 J A 及び他の子会社等の議決権比率
やさと菜苑(株)	石岡市東成井 1333-3	農業経営	平成 24 年 8 月 8 日	63,600 千円	87.1%	87.1%

3. 連結事業概要

(1) 事業の概況

当組合は、当年度末現在、1 社の子会社を有しております。

子会社であるやさと菜苑株式会社は主に農業経営事業を行っております。

年度末の当組合および子会社の連結総資産は 54,241,685 千円です。損益状況は連結経常利益 124,374 千円、連結当期剰余金 92,105 千円です。

なお、年度末の当組合および子会社の連結自己資本比率は 17.43% です

(2) 連結子会社の事業概要

やさと菜苑株式会社

当 J A で行っていました農業経営事業を引き継ぐ形で平成 24 年 8 月に設立され、ネギの栽培・販売を中心とした農協経営事業を行っております。当該子会社の売上高は 96,573 千円で、当期利益は 5,636 千円でした。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常利益（事業利益）	1,013,136	1,069,792	1,077,018	1,009,983	587,808
信用事業利益	266,912	289,312	291,843	310,548	▲ 285,935
共済事業利益	238,112	212,313	204,708	203,228	191,127
購買事業利益	205,129	233,174	289,480	303,511	248,959
販売事業利益	163,585	189,719	155,505	192,190	224,497
その他事業利益	139,396	145,272	135,479	190,316	209,160
連結経常利益	15,958	65,237	52,697	118,133	▲ 464,164
連結当期剰余金	▲ 9,571	72,111	41,191	87,725	▲ 479,113
連結純資産額	3,051,998	2,997,330	2,147,736	2,138,224	1,906,903
連結総資産額	52,804,652	54,283,978	53,043,512	54,258,764	53,666,600
連結自己資本比率	17.17%	16.68%	17.46%	17.43%	14.60%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和6年1月31日現在	令和6年度 令和7年1月31日現在
(資産の部)		
1. 信用事業資産	49,360,525	48,725,110
(1) 現金	309,975	304,043
(2) 預金	38,768,687	40,382,194
(3) 有価証券	5,139,340	2,814,220
(4) 貸出金	4,925,615	5,021,551
(5) その他の信用事業資産	222,124	212,637
(6) 貸倒引当金	5,215	▲ 9,536
2. 共済事業資産	252	281
(1) その他の共済事業資産	252	281
3. 経済事業資産	942,032	1,024,856
(1) 経済事業未収金	487,820	555,319
(2) 経済受託債権		0
(3) 棚卸資産	476,768	536,334
(4) その他の経済事業資産	8,517	6,467
(5) 貸倒引当金	31,073	▲ 73,264
4. 雑資産	117,984	118,726
5. 固定資産	889,510	858,867
(1) 有形固定資産	889,044	857,214
建物	1,922,156	1,943,327
機械装置	579,536	583,479
土地	315,466	309,271
建設仮勘定	6,609	6,608
その他の有形固定資産	762,568	776,571
減価償却累計額	2,697,290	▲ 2,762,044
(2) 無形固定資産	466	1,652
6. 外部出資	2,846,638	2,855,044
(1) 外部出資	2,856,814	2,856,834
(2) 外部出資等損失引当金	10,177	▲ 1,789
7. 繰延税金資産	84,744	83,713
資産の部合計	54,241,686	53,666,600

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和6年1月31日現在	令和6年度 令和7年1月31日現在
(負 債 の 部)		
1. 信用事業負債	51,196,362	50,836,832
(1) 貯金	50,988,118	50,777,670
(2) 借入金	200,942	471
(3) その他の信用事業負債	7,303	58,691
2. 共済事業負債	161,755	143,237
(1) 共済資金	81,499	66,510
(2) その他の共済事業負債	80,256	76,726
3. 経済事業負債	322,222	334,230
(1) 支払手形		0
(2) 経済事業未払金	312,617	323,062
(3) その他の経済事業負債	9,605	11,168
4. 雑負債	97,109	104,590
(1) 未払法人税	1,808	1,583
(2) 資産除去債務	13,660	13,660
(3) その他の負債	81,641	89,346
5. 諸引当金	279,723	289,162
(1) 賞与引当金	21,410	22,529
(2) 退職給付引当金	246,880	255,199
(3) 役員退職慰労引当金	11,433	11,433
6. 再評価に係る繰延税金負債	53,360	51,643
負債の部合計	52,110,531	51,759,696
(純 資 産 の 部)		
1. 組合員資本	3,301,207	2,805,571
(1) 出資金	626,219	621,969
(2) 資本剰余金	91	90
(3) 利益剰余金	2,677,833	2,186
(4) 処分未済持分	▲ 2,836	▲ 3,228
(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲ 100	▲ 100
2. 評価・換算差額等	▲ 1,185,221	▲ 916,001
(1) その他有価証券評価差額金	▲ 1,324,495	▲ 1,050,796
(2) 土地再評価差額金	139,274	134,795
3. 少数株主持分	15,168	17,333
純 資 産 の 部 合 計	2,131,155	1,906,903
負債及び純資産の部合計	54,241,686	53,666,600

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日			令和6年度 令和6年2月1日から 令和7年1月31日		
1. 事業総利益			1,199,796,			587,808
(1) 信用事業収益		315,059			318,459	
資金運用収益	30,645			303,611		
(うち預金利息)	(207,067)			(199,171)		
(うち有価証券利息)	(36,019)			(24,987)		
(うち貸出金利息)	(43,420)			(41,628)		
(うちその他受入利息)	(14,137)			(37,823)		
役務取引等収益	12,446			12,721		
その他事業直接収益	0			0		
その他経常収益	1,968			2,126		
(2) 信用事業費用		4,511			604,395	
資金調達費用	3,033			10,750		
(うち貯金利息)	(2,861)			(10,648)		
(うち給付補てん備金繰入)	(4)			(7)		
(うち借入金利息)	(0)			(0)		
(うちその他支払利息)	(166)			(93)		
役務取引等費用	5,512			5,192		
その他事業直接費用	142			566,690		
その他経常費用	▲ 4,177			21,762		
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 22,142)			(4,320)		
信用事業総利益			310,548			▲ 285,935
(3) 共済事業収益		206,790			194,329	
共済付加収入	193,999			178,920		
その他共済事業収益	12,790			15,408		
(4) 共済事業費用		3,561			3,202	
共済推進費	0			17		
その他共済事業費用	3,561			3,184		
共済事業総利益			203,228			191,127
(5) 購買事業収益		2,264,338			2,215,327	
購買品供給高	2,128,385			2,072,659		
購買手数料	55,164			55,599		
その他購買事業収益	80,788			87,067		
(6) 購買事業費用		1,960,826			1,966,368	
購買品供給原価	1,880,011			1,838,484		
購買品供給費	49,430			45,218		
その他購買事業費用	31,384			82,665		
購買事業総利益			303,511			248,959
(7) 販売事業収益		1,011,153			1,162,392	
販売品販売高	796,290			935,353		
販売手数料	93,738			92,713		

科 目	令和5年度 令和5年2月1日から 令和6年1月31日			令和6年度 令和6年2月1日から 令和7年1月31日		
その他販売事業収益	121,124			134,325		
(8) 販売事業費用		818,962			937,895	
販売品販売原価	620,174			761,810		
販売費	81,793			80,599		
その他販売事業費用	116,995			95,485		
販売事業総利益			192,190			224,497
(9) その他事業収益		1,328,142			1,297,274	
(10) その他事業費用		1,137,825			1,088,114	
その他事業総利益			190,316			209,160
2. 事業管理費			1,128,667			1,113,439
(1) 人件費		873,683			866,288	
(2) その他事業管理費		254,983			247,150	
事業利益			71,129			▲ 525,630
3. 事業外収益			56,314			65,232
(1) 受取雑利息		447			977	
(2) 受取出資配当金		38,573			40,656	
(3) その他の事業外収益		17,293			23,597	
4. 事業外費用			3,068			3,765
(1) その他の事業外収益					3,765	
経常利益			124,374			▲ 464,164
5. 特別利益			2,525			3,055
(1) 固定資産処分益		728			205	
(2) その他の特別利益	1,797				2850	
6. 特別損失			21,303			13,180
(1) 固定資産処分損		118			0	
(2) 減損損失		21,162			9,709	
(3) その他の特別損失		22			3,470	
税引前当期利益			105,596			▲ 474,288
法人税住民税及び事業税			3,121			2,345
法人税等調整額			8,719			▲ 685
法人税等合計			11,840			1,660
当期利益 (又は当期損失)			93,755			▲ 475,948
少数株主利益			1,650			3,165
当期剰余金 (又は当期損失金)			92,105			▲ 479,113

7. 連結キャッシュフロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)	令和6年度 (令和6年2月1日から 令和7年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	105,596	▲ 474,288
減価償却費	73,996	69,244
減損損失	21,162	9,709
貸倒引当金の増加額	▲ 53,590	46,512
賞与引当金の増加額	145	1,119
退職給付引当金の増加額	▲ 9,892	8,319
その他引当金の増加額	▲ 6,108	▲ ,8,387
信用事業資金運用収益	▲ 299,276	▲ 302,203
信用事業資金調達費用	3,033	10,750
経済受取利息及び受取出資配当金	▲ 39,021	▲ 41,634
有価証券関係損益	28	565,281
固定資産売却損益	▲ 1,226	▲ 205
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	52,922	▲ 50,997
預金の純増減	▲ 550,000	▲ 556,000
貯金の純増減	1,234,557	▲ 190,542
信用事業借入金の純増減	▲ 471	▲ 200,471
その他の信用事業資産の純増減	▲ 885	1,619
その他の信用事業負債の純増減	▲ 1,200	2,564
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	12,681	▲ 14,988
未経過共済付加収入の純増減	▲ 3,224	▲ 3,564
その他の共済事業資産の純増減	3	▲ 28
その他の共済事業負債の純増減	▲ 149	36
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	42,081	▲ 67,499
経済受託債権の純増減	0	0
棚卸資産の純増減	▲ 52,450	▲ 59,566
支払手形及び経済事業未払金の純増減	7,306	10,445
経済受託債務の純増減	▲ 1,702	382
その他の経済事業資産の純増減	4,982	2,049
その他の経済事業負債の純増減	231	1,181

科 目	令和5年度 (令和5年2月1日から 令和6年1月31日)	令和6年度 (令和6年2月1日から 令和7年1月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	12,964	▲ 742
その他の負債の純増減	6,417	▲ 6,534
未払消費税の純増減	▲ 10,362	11,829
信用事業資金運用による収入	295,176	310,063
信用事業資金調達による支出	▲ 2,779	▲ 6,858
事業の利用分量に対する配当金の支払額	▲ 9,936	▲ 11,979
小 計	830,403	▲ 945,383
雑利息及び出資配当金の受取額	39,021	41,634
法人税等の支払額	▲ 3,606	▲ 2,571
事業活動によるキャッシュ・フロー	865,790	▲ 906,320
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 499,057	▲ 199,773
有価証券の売却による収入	391,404	2,233,310
補助金の受入れによる収入	0	3,470
固定資産の取得による支出	▲ 34,875	▲ 49,099
固定資産の売却による収入	755	205
外部出資による支出	▲ 170,000	▲ 20
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 302,773	1,988,093
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	▲ 9,436	▲ 4,250
持分の取得による支出	▲ 1,612	▲ 1,675
持分の譲渡による収入	8,298	1,675
出資配当金の支払額	▲ 12,522	▲ 6,215
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 15,272	▲ 10,465
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	547,745	1,071,307
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,059,505	1,627,155
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,607,250	2,698,462

8. 連結注記表

令和 5 年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 連結子会社及び子会社等の数 : 1 社
 連結子会社及び子会社等の名称 : やさと菜苑株式会社
- (2) 持分法の適用に関する注記
 持分法適用の関連法人はありません。
- (3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (4) のれんの償却方法及び償却期間
 のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	37,078,661 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲37,431,600 千円
現金及び現金同等物	1,647,060 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 子会社株式：移動平均法による原価法
 その他有価証券
 ① 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 ② 市場価値のない株式等：移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 購買品（一品管理） : 総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 販売品（米） : 総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
 その他の棚卸資産
 （大豆等、原材料費、仕掛品） : 最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 ① 有形固定資産
 定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額が 30 万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 主要な事業における収益の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスの評価と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販

売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 92,115千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、

実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 89,878 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 624,291 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452 千円	構築物	11,120 千円
車両・運搬具	10,509 千円	器具・備品	18,015 千円
機械装置	228,194 千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 500 千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 6,531 千円
子会社等に対する金銭債務の総額 37,800 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 15,905 千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 28,795 千円、危険債権額は 3,201 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 31,997 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 62,886 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	20,286 千円
うち事業取引高	19,640 千円
うち事業取引以外の取引高	646 千円
②子会社等との取引による費用総額	0 千円
うち事業取引高	0 千円

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査

を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が156,953千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	38,748,781	38,733,675	▲15,104
有価証券			
国債	2,848,210	2,848,210	—
受益証券	2,291,130	2,291,130	—

貸出金	4,925,614		
貸倒引当金(*)	▲5,215		
貸倒引当金控除後	4,920,399	4,895,156	▲31,824
資産計	48,814,102	48,767,173	▲46,929
貯金	51,006,013	50,990,868	▲15,144
負債計	51,006,013	50,990,868	▲15,144

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日) 第 26 項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,856,804
外部出資等損失引当金	▲10,176
外部出資等損失引当金控除後	2,846,627

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,198,781				550,000	
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの						2,848,210
受益証券					83,310	2,207,320
貸出金(*1,2)	573,248	362,491	343,147	321,834	298,296	3,027,692

合計	38,772,030	362,419	343,147	321,834	931,606	8,083,222
----	------------	---------	---------	---------	---------	-----------

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）123,465 千円については「1 年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。
- (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 4,485 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※1)	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—
合計	49,824,730	595,000	532,262	10,879	43,139	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの			
債券			
国債	2,848,210	3,663,834	▲815,624
受益証券	2,291,130	2,800,000	▲508,870
小計	5,139,340	6,463,834	▲1,324,494
合計	5,139,340	6,463,834	▲1,324,494

※上記評価差額▲1,324,584 千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
債 券			
国 債			—
合 計			—

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	256,771 千円
退職給付費用	49,258 千円
退職給付の支払額	▲27,740 千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲31,409 千円
期末における退職給付引当金	246,879 千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	735,820 千円
特定退職金共済制度	▲488,940 千円
退職給付引当金	246,879 千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	49,258 千円
退職給付費用	49,258 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,724 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 5 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、103,514 円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減価償却限度超過	15,395 千円
個別貸倒引当金限度超過	5,654 千円
未収利息不計上否認	250 千円
賞与引当金限度超過額	6,990 千円
賞与対応未払保険料	1,059 千円
未払事業税	128 千円
役員退職慰労引当金容認	3,167 千円
年度末手当	3,284 千円
年度末手当法定福利費	549 千円
退職給付引当金繰入否認額	68,385 千円
その他有価証券評価差額	366,910 千円
土地再評価減損損失	21,235 千円
やさと菜苑出資引当金	2,818 千円
資産除去債務	3,783 千円
農協観光出資減損損失	554 千円
借地権・未収入金・その他負債	466 千円
土地減損損失否認	3,471 千円
繰延税金資産小計	504,104 千円
評価性引当額	▲418,300 千円
繰延税金資産合計（A）	85,804 千円
繰延税金負債	
資産除去債務	0 千円
繰延税金負債合計（B）	0 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	80,804 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲8.8%

住民税均等割額	0. %
評価性引当額の増減	▲12. 7%
その他	5. 0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12. 3%

1 1. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 2. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年、割引率は0%を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 13,660 千円

期末残高 13,660 千円

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は306,309千円です。

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社及び子会社等の数 : 1社
 連結子会社及び子会社等の名称 : やさと菜苑株式会社

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	40,686,237 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	▲37,987,600 千円
現金及び現金同等物	2,698,636 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価値のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品（一品管理） : 総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売品（米） : 総平均法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産

（大豆等、原材料費、仕掛品）：最終仕入原価法による原価法
 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- 取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、租税特別措置法等の規定にもとづき本年度一括償却しております。

- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

共同選果場・鶏卵センター・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っております。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 83,713 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積もりについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積もりは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積もりと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 9,709 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識

別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸倒引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 82,800 千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

翌事業年度に係る計算書類に与える影響は、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 638,083 千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	356,452 千円	構築物	23,609 千円
車両・運搬具	11,099 千円	器具・備品	20,771 千円
機械装置	226,151 千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 2,000,000 千円を為替決済の担保に、定期預金 500 千円を収納代理の担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 4,432 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 51,734 千円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 4,263 千円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 26,749 千円、危険債権額は 5,541 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計

額は 32,290 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 13 年 1 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 58,319 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額	22,285 千円
うち事業取引高	21,639 千円
うち事業取引以外の取引高	646 千円
⑥ 子会社等との取引による費用総額	5 千円
うち事業取引高	5 千円

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有

価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が158,850千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	40,382,194	40,266,962	▲115,231
有価証券 その他有価証券	2,814,220	2,814,220	—
貸出金	5,012,015		
貸倒引当金(*)	▲9,536		
貸倒引当金控除後	5,012,015	4,937,850	▲74,164
資産計	48,208,429	48,019,033	▲189,396
貯金	50,829,405	50,746,162	▲83,243
負債計	50,829,405	50,746,162	▲83,243

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利ス

ワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	2,856,824

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	39,382,194	—	—	550,000	450,000	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,814,220
貸出金(*1, 2)	528,991	392,483	370,957	347,986	324,157	3,051,525
合計	39,911,185	392,483	370,957	897,986	774,157	5,865,745

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)115,663千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等5,541千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	49,401,615	543,763	788,396	40,753	54,875	—
合計	49,401,615	543,763	788,396	40,753	54,875	—

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額(※)
貸借対照表計上額 が取得原価又は償 却原価を超えない もの	債券			
	国債	2,814,220	3,865,016	▲1,050,796
	小計	2,814,220	3,865,016	▲1,050,796
合計		2,814,220	3,865,016	▲1,050,796

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	246,879千円
退職給付費用	40,053千円
退職給付の支払額	▲943千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲30,789千円
期末における退職給付引当金	255,199千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	772,660千円
特定退職金共済制度	▲517,460千円
退職給付引当金	255,199千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	40,053千円
退職給付費用	40,053千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,724千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、89,727円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
減価償却限度超過	14,945千円
個別貸倒引当金限度超過	18,503千円
未収利息不計上否認	17千円
賞与引当金限度超過額	6,240千円

賞与対応未払保険料	1,016 千円
役員退職慰労引当金容認	3,167 千円
退職給付引当金繰入否認額	70,690 千円
その他有価証券評価差額	291,070 千円
土地再評価減損損失	22,905 千円
やさと菜苑出資引当金	495 千円
資産除去債務	3,783 千円
農協観光出資減損損失	554 千円
借地権・未収入金・その他負債	466 千円
土地減損損失否認	3,471 千円
繰越欠損金	130,287 千円
繰延税金資産小計	567,615 千円
評価性引当額	<u>▲483,902 千円</u>
繰延税金資産合計（A）	83,713 千円
繰延税金資産の純額	83,713 千円

（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当期は税引前当期損失を計上しているため、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

（１）「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

①当該資産除去債務の概要

当組合の旧芦穂支所及び旧小桜支所の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高 13,660 千円

期末残高 13,660 千円

（２）当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は 294,278 千円です。

9. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
(資本剰余金の部)				
1 資本剰余金期首残高		90		90
2 資本剰余金期末残高		90		90
(利益剰余金の部)				
1 利益剰余金期首残高		2,581,864		2,677,833
2 利益剰余金増加高		95,968		4,478
当期剰余金	92,105			
土地再評価差額金の取崩による増加	6,240		4,478	
持分比率変更による増加	▲ 2,376		0	
3 連結剰余金期末残高		2,677,833		2,186,839

10. 連結事業年度のリスク管理債権の状況

連結ベースリンク債権は、子会社においてリスク管理債権がないため、当 JA 単体のリスク管理債権と同じです。

11. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	315,059	318,459
	経常利益	130,960	▲ 398,642
	資産の額	49,360,525	48,725,110
共済事業	事業収益	206,790	194,329
	経常利益	9,673	6,208
	資産の額	252	281
農業関連事業	事業収益	2,728,679	2,865,175
	経常利益	▲ 42,353	▲ 18,316
	資産の額		
その他事業	事業収益	1,797,635	1,800,060
	経常利益	19,852	▲ 53,666
	資産の額		
計	事業収益	5,048,165	5,059,328
	経常利益	118,133	▲ 464,423
	資産の額	54,241,686	53,666,600

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における連結自己資本比率は17.43%となりました。

連結自己資本比率は、組合員の普通出資によっています。

・普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	やさと農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	626,119 千円（昨年 635,755 千円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和5年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	2,805	3,282
うち、出資金及び資本剰余金の額	621	626
うち、利益剰余金の額	2,186	2,677
うち、外部流出予定額 (▲)	0	18
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 3	▲ 2
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	17,	15
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0	8
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,829	3,306
コア資本に係る調整項目		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,828	3,306
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	17,307	16,965
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	192
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	0
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	0	192
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,068	2,003
信用リスク・アセット調整額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額調整額	0	0
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	19,376	18,968
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.60	17.43

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規程に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスクアセット	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
現金	309	—	—	304	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,469	—	—	3,872	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,254	—	—	2,383	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,955	7,791	311	40,394	8,078	323
法人等向け	0	0	0	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	182	31	1	170	28	1
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	54	10	0	101	32	1
取立未済手形	4	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付	1,639	160	6	1,544	151	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	248	248	9	295	293	11
上記以外	9	8,576	343	—	—	—
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー	2,608	6,520	—	2,608	6,520	260
うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	46	91	—	0	0	0
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
うち上記以外のエクスポージャー	2,577	1,954	—	943	293	11
証券化	—	1,964	79	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—

信用リスクアセット		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%	エクスポージャー の期末残高	リスクアセット額 a	所要自己資本額 b=a*4%
	(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
	(うちマナデート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 (250%))	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 (400%))	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	192	7	—	0	0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	0	0	—	—	—
	CVA リスク相当額 ÷ 8%	55,498	17,001	680	—	—	—
	中央清算機関向けトレードエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		55,498	17,001	680	54,565	17,343	693
オペレーショナルリスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a*4%	オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a*4%
		2,003		80	2,037		81
所要自己資本額計		リスクアセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b=a*4%	リスクアセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b=a*4%
		18,968		758	19,380		775

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8$$

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続きの概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 17）をご参照ください。

標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア） リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

（イ） リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
（単位：百万円）

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸 出金等	うち 債権	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに 関するエクス ポージャーの 残高	うち貸 出金等	うち 債権	うち店頭 デリバ ティブ	三月以上 延滞エク スポージャー
国内		55,351	4,945	3,669	—	54	54,565	5,040	3,872	0	101
国外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		55,351	4,945	3,669	—	54	54,565	5,040	3,872	0	101
法人	農業	31	31	—	—	—	314	41	—	—	24
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	41,568	—	—	—	—	43,006	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	46	—	—	—	—
	日本国政府・地 方公共団体	5,919	2,250	3,669	—	—	6,250	2,377	3,872	—	—
	上記以外	304	8	—	—	—	5	5	—	—	—
個人		0	0	—	—	—	2,687	2,614	—	—	77
その他		4,840	14,041	—	—	—	2,254	0	0	0	—
業種別残高計		52,663	2,304	3,669	—	0	54,565	5,040	3,872	0	—
1年以下		38,336	137	0	—	—	39,456	65	0	0	—
1年超3年以下		140	140	—	—	—	123	123	—	—	—
3年超5年以下		711	160	—	—	—	1,219	216	—	—	—
5年超7年以下		169	169	—	—	—	998	998	—	—	—
7年超10年以下		1,652	1,652	—	—	—	978	978	—	—	—
10年超		6,170	2,500	3,669	—	—	6,413	2,540	3,872	—	—
期限の定めのないもの		8,170	184	—	—	—	5,375	116	—	—	—
残存期間別残高計		55,351	4,945	3,669	—	—	54,565	5,040	3,872	—	—

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和 5 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	14	0	0	14	0	0	6	0	6	6
個別貸倒引当金	75	36	13	62	36	36	76	0	36	76

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 5 年度						令和 6 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国内	75	36	13	62	36		36	76	—	36	76	
	国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		75	36	13	62	36		36	76	—	36	76	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	0	24	—	24	24	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	75	36	13	62	36	—	36	52	—	12	52	—
業種別計		75	36	13	62	36	—	36	76	—	36	76	—

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和 5 年度			令和 6 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	—	9,144	9,144	—	6,670	6,670
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	1,608	1,608	—	1,511	1,511
	リスク・ウェイト 20%	—	39,820	39,820	—	41,284	41,284
	リスク・ウェイト 35%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	53	53	—	82	82
	リスク・ウェイト 75%	—	18	18	—	16	16
	リスク・ウェイト 100%	—	2,243	2,243	—	2,372	2,372
	リスク・ウェイト 150%	—	0	0	—	19	19
	リスク・ウェイト 250%	—	2,654	2,654	—	2,608	2,608
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	55,544	55,544	—	54,565	54,565

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 100)をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	0	79	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	3	106	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	62	—	1	2,580	—
合計	3	726	—	15	2,6559	—

(注)

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
- 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません

オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.12)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する

リスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 [\(p.101\)](#) をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,856	2,856	2,903	2,903
合計	2,856	2,856	2,903	2,903

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスク算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 [\(p.103\)](#) をご参照ください。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	564	565	103	107
2	下方パラレルシフト	▲ 721		▲ 54	
3	スティーブ化	531	578		
4	フラット化	▲ 425	—		
5	短期金利上昇	▲ 9	—		
6	短期金利低下	40	50		
7	最大値	564	578	103	102
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,822		3,314	

農協法による開示基準と掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）＞

開示基準項目

掲載ページ

1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	29
○理事及び監事の氏名及び役職名	30
○事務所の名称及び所在地	32
○特定信用事業代理業者に関する事項	32
○会計監査人の名称	32
2. 主要な業務の内容	20
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	10
○直近5事業年度における主要な事業の概況	72
○直近2事業年度における事業の概況	
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収入及び事業粗利益率	72
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	72
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	73
・受取利息及び支払利息の増減	73
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	74
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	74
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	75
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	75
＜貸出金等に関する指標＞	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	76
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	76
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	76
・用途別の貸出金残高	77
・主要な農業関係の貸出実績	78
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	77
・貯貸率の期末値及び期中平均値	74
＜有価証券に関する指標＞	
・商品有価証券の種類別の平均残高	80
・有価証券種類別の残存期間別の残高	81
・有価証券の種類別の平均残高	80
・貯証率の期末値及び期中平均値	74
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	12
○法令遵守の体制	15
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	
・手続き実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続き実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	16

5. 組合の直近2事業年度における財産の状況

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失計算書	34,67
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	79
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	79
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	18
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	18
・信用リスクに関する事項	94
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	98
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針の予備手続きの概要	100
・証券化エクスポージャーに関する事項	100
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	101
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が摘要されるエクスポージャーの額	102
・金利リスクに関する事項	103
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	90
・自己資本の充実度に関する事項	92
・信用リスクに関する事項	94
・信用リスク削減手法に関する事項	98
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針の予備手続きの概要	100
・証券化エクスポージャーに関する事項	100
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	101
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が摘要されるエクスポージャーの額	102
・金利リスクに関する事項	103
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	81
・金銭の信託	82
・デリバティブ取引	82
・金融等デリバティブ取引	82
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	82
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75
○貸出金償却の額	75
○会計監査人の監査	71

【連結情報（組合及び子会社等）】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）＞

開示基準項目

掲載ページ

1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	105
○組合の子会社等に関する事項	105
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	106
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	107
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	107
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	137
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	105
・自己資本調達手段の概要	136
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	136
・信用リスクに関する事項	140
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	145
・証券化エクスポージャーに関する事項	145
・オペレーショナル・リスクに関する事項	145
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	146
・金利リスクに関する事項	147
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	137
・自己資本の充実度に関する事項	139
・信用リスクに関する事項	140
・信用リスク削減手法に関する事項	144
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	145
・証券化エクスポージャーに関する事項	145
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	146
・リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	147
・金利リスクに関する事項	147
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	137